

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をようごする

第一税協

昭和47年4月1日 (土曜日) 第8号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3-5
郵便番号 103 朝日ビル
電話 (271) 8759
発行人 岡崎寿士 (一部50円)
編集人 岡田一馬 (年極500円)

| | |
|-----|----------|
| 目次 | 二ス・主流 |
| 第一頁 | 改正の税法問題 |
| 第二頁 | 論議 国税所 |
| 第三頁 | 論議 裁判例 |
| 第四頁 | 随筆 社長は語る |

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

税理士法改正は当分見送りか

横山議員の質問に佐藤首相回答す

憲法改正案は、政情不安や監督権への一般的理解の不足から、今国会は上程が見送りになると、ところが日税連執行部は、それによって「税理士会の同様の力」とし、勢いによって次回に憲法改正案が上程されるに、税理士法改正も一緒に審議されるよう画策している。

ところが、このほど社会党の横山秋秋議員(愛知一)が佐藤首相に提出した「税理士法に関する質問主意書」に対する同首相の回答(三月二十四日)で、政府は全く「税理士法改正の意思のないことを明らかにした」。

「うまでもなく、法律案の提案は政府立法と議員立法の場合があり、政府にその意思がなければ、議員立法も辞さないと考えられるが、利害の抵触する団体や政府の了解をとりつけていない議員立法なるものはほとんどあり得ない」。

この回答は日税連執行部にとって大打撃であり、われわれ議員は今後徒勞に終ることが目に見えているような運動に対して監視を強めて行く必要がある。

佐藤首相の回答全文は次の通り

昭和四十七年三月二十四日答復
答 弁 第 五 号
内閣衆議院第六八第五号
昭和四十七年三月二十四日
内閣総理大臣 佐藤 栄 作
衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員横山利秋君提出税理士法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横山利秋君提出税理士法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横山利秋君提出税理士法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

約四、五年前頃から税理士会の内部に、「専業税理士」とか「兼業税理士」とかという言葉が流行し始め、その使い方がさまざまに奇妙になっていく。言うまでもなく、「専業」とは税理士のみの資格者であり、「兼業」とは税理士以外に他の資格を有する者であるが、年がたつにつれて公認会計士と兼業税理士、かつ非礼化してきたのである。つまり、税理士会執行部の諸君は、「兼業税理士」とは他の資格を有する公認会計士を特に指しているのだから、それは、税理士の過去の役員選挙、例えば『支部長』や『理事』などの選挙において妨害的でないものとして扱われてきた。

そして、この「専業」の語法改正の反対運動の時のような理論展開で、全くひとりのものとしての考え方をもち一部の税理士

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」



赤犬狗小僧

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

「税理士法は、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と規定する。税理士の職務については、昭和三十八年の税制調査会の答申」

第一法規 東京都港区南青山2-1-17 電話(404)2251 振替東京7739

日本公認会計士協会編集

倒産

5月8日発売 420円

目次
I 倒産の原因と社会的責任
II 危い会社の発見
III 債権者の保全対策
IV 従業員の保護対策
V 倒産会社の整理対策
VI 成功した更生策

企業倒産は防止できる!

企業倒産が年間九千件以上も多発している。いかにして倒産を防止すればよいか、不幸にして倒産を余儀なくされた場合はいかなる方法を講ずべきか、本誌は倒産の原因から更生策の実際まで網羅した経営者・ビジネス・会計人等必読のもの。昨大好評を博した、「粉飾」につづいておくる。

正吉 彦 清一 昭信 介
津林 信 内 幸 昇 好 啓
船 澤 小 河 原 田 井 辺 啓
津 野 小 河 原 田 井 辺 啓
津 野 小 河 原 田 井 辺 啓

業種別会計実務シリーズ

日本公認会計士協会東京会編 A5判・上製・函入

- 家庭電器器具販売業 杉村 明 著 一、二〇〇円
- 貿易商社 小堀 好 夫 著 一、七〇〇円
- 建設業 近松 正 雄 著 一、二〇〇円
- 医薬品業 山 上 一 夫 著 一、二〇〇円
- ホテル・旅館業 古 谷 久 子 著 一、二〇〇円
- ※病院・医業 斎藤 泰 著 一、二〇〇円
- 中小機械製造業 堤 昭 二 著 一、二〇〇円
- ビル貸室業 船津 忠 正 著 一、二〇〇円
- 石油ガソリン販売業 堀 田 省 三 著 一、二〇〇円
- 貨物自動車運送業 井 内 清 著 一、二〇〇円
- ※病院・医業 斎藤 泰 著 一、二〇〇円

コンピュータの理解と活用

監修 太田 三 事務所監修 金井 浄 著 A5 八五〇円

企業会計に、如何にコンピュータとその専門家を有効に活用すべきか、本書はコンピュータの導入と高度利用に有効な指針を与える実務書である。

税法改正により現われた四つの準備金

特別解説

斎藤 奏

準備金は花ざかり

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

しかし、これは、もはや花王朝の夢である。自然は、開発と公害に打ち萎れ、無残な形骸のみをさらしている。

- ①価格変動準備金(租法五三)
- ②海外市場開拓準備金(租法五四)
- ③海外投資損失準備金(租法五五)
- ④自由貿易地域投資損失準備金(租法五五)
- ⑤資源開発投資準備金(租法五六)
- ⑥中小企業構造改善準備金(租法五六)
- ⑦下請中小企業振興準備金(租法五六)
- ⑧特定鉄道工事償却準備金(租法五六)

準備金は花ざかりである。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

- ⑨原子力発電工事償却準備金(租法五六)
- ⑩特定ガス導管工事償却準備金(租法五六)
- ⑪計画造林準備金(租法五六)
- ⑫公害防止準備金(租法五七)
- ⑬前払金保証事業会社の異常危険準備金(租法五七)
- ⑭探鉱準備金(租法五七)
- ⑮為替変動準備金(仮称)(租法五七)
- ⑯自由貿易地域投資損失準備金(租法五七)
- ⑰株式売買損失準備金(租法五七)
- ⑱証券取引責任準備金または商品取引責任準備金(租法五七)

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

- ①漏水準備金(租法五七)
- ②違約損失補償準備金(租法五七)
- ③保険会社等の異常危険準備金(租法五七)
- ④原子力損害賠償責任保険または地震保険に係る異常危険準備金(租法五七)
- ⑤前払金保証事業会社の異常危険準備金(租法五七)
- ⑥探鉱準備金(租法五七)
- ⑦為替変動準備金(仮称)(租法五七)
- ⑧自由貿易地域投資損失準備金(租法五七)
- ⑨株式売買損失準備金(租法五七)
- ⑩証券取引責任準備金または商品取引責任準備金(租法五七)

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

四月は花の季節である。桜花絢爛と咲き乱れる下で、酒を酌み交わす季節である。

新製品紹介

電子プリンターは シャープ コンペット



写真はシャープの電子プリンター機、コンペットCS1811型で、印字スピード三倍低コスト化に成功した製品。十二桁×メモリー、小売価格九万九千円、その他プリント、表示の併用機が十三万五千円の予定。発売は四月二十五日の予定。

プログラム保証準備金の積み立ては、ソフトウェア業者のうち、相手方との契約に基づき、引渡ししたプログラムの欠陥について無償で補修している事実のあるものに限り、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの事業年度において認められる。積立限度額については、次の【C】のように定められている。

$$【C】 \frac{2}{100} \times \text{積立限度額}$$

【D】 (A-A') - (B-B') = 積立限度額
A ... 昭和46年12月20日以後に取得した長期外貨建債権の帳簿価額
A' ... Aを期末の為替相場場で円換算した場合の金額
B ... 昭和46年12月20日以後に発生した長期外貨建債務の帳簿価額
B' ... Bを期末の為替相場場で円換算した場合の金額

プログラム保証準備金の積み立ては、ソフトウェア業者のうち、相手方との契約に基づき、引渡ししたプログラムの欠陥について無償で補修している事実のあるものに限り、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの事業年度において認められる。積立限度額については、次の【C】のように定められている。

$$【C】 \frac{2}{100} \times \text{積立限度額}$$

【D】 (A-A') - (B-B') = 積立限度額
A ... 昭和46年12月20日以後に取得した長期外貨建債権の帳簿価額
A' ... Aを期末の為替相場場で円換算した場合の金額
B ... 昭和46年12月20日以後に発生した長期外貨建債務の帳簿価額
B' ... Bを期末の為替相場場で円換算した場合の金額

プログラム保証準備金の積み立ては、ソフトウェア業者のうち、相手方との契約に基づき、引渡ししたプログラムの欠陥について無償で補修している事実のあるものに限り、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの事業年度において認められる。積立限度額については、次の【C】のように定められている。

$$【C】 \frac{2}{100} \times \text{積立限度額}$$

【D】 (A-A') - (B-B') = 積立限度額
A ... 昭和46年12月20日以後に取得した長期外貨建債権の帳簿価額
A' ... Aを期末の為替相場場で円換算した場合の金額
B ... 昭和46年12月20日以後に発生した長期外貨建債務の帳簿価額
B' ... Bを期末の為替相場場で円換算した場合の金額

プログラム保証準備金の積み立ては、ソフトウェア業者のうち、相手方との契約に基づき、引渡ししたプログラムの欠陥について無償で補修している事実のあるものに限り、昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの事業年度において認められる。積立限度額については、次の【C】のように定められている。

$$【C】 \frac{2}{100} \times \text{積立限度額}$$

【D】 (A-A') - (B-B') = 積立限度額
A ... 昭和46年12月20日以後に取得した長期外貨建債権の帳簿価額
A' ... Aを期末の為替相場場で円換算した場合の金額
B ... 昭和46年12月20日以後に発生した長期外貨建債務の帳簿価額
B' ... Bを期末の為替相場場で円換算した場合の金額

ラッキー カトレヤノート



卓上日記
グイアクリ
ウィークリー
マンスリー
ヒンジアルバム
ビジネスバック

● 風格ある製品 ●

一ツ橋ノート株式会社
〒132 東京都江戸川区中央3-6-22 TEL(03)651-5191(代)

頑丈なバインダー

ビニトップ鋼板製!
日新G-Sバインダー
■ 収容力がきわめて大きい (300枚・500枚)
■ 耐久力があり酷使に耐える
■ 綴具の背が割れ用紙の抜挿が容易
■ 汚れにくくいつまでも美しい

日新紙工株式会社
本社 東京都台東区松ヶ谷2-7-14 TEL(842)4401(代)
工場 千葉県我孫子市久寺家3-6



社長は考える インタビュー 岡田一馬

名村大成堂社長のことも

わが国の中小企業はいかに景況

名村氏は筆匠だけでなく、最近
は関連製品として画材の製造会社
を併設している。このため、これ
に際しては色々な問題があり、そ
れを一つ一つ解決した結果である
と聞いている。

三年程前に有名メーカーの専
門画材会社と代理店契約を結び、
自社製造の筆と仕入画材の販売を
併業し、業績に拍車をかけていた
ところが、一昨年画材会社は一般
市場の人気に反して倒産し、斬
り権者間においてたがたが続き
名村社長が経営を持続することを
条件として問題は解決した。

株式会社名村大成堂は筆匠とし
ては老舗に属し、非常に業績を挙
げているが、経営は新しく堅実
である。

なほ名村氏は会社はすべての面
で信用されたいし、他社を信用し
たい。しかし現在では中小企業の
信用するに足るスケールというも
のが何もない。

そこで名村氏は「徳十年計画を
主張している。
これは日本経済を支えている中
小企業のために、これを育成教育
する必要がある。もちろんこの育
成教育に脱税するものは企業とし
て存在価値がないので自然淘汰し
ても仕方がないが、いかにして
ても十年間に中小規模はそれな
りに堅実にならなければならない
には戦後の政策そのままの経済は
小細工、手直しのようなものでは
なく、経済大国日本にあきわい
なものにしてもらいたい」と力説さ
れていた。

前日八幡野港の高台にある民宿
大重丸に立ち寄り、そこから城崎
自然研究路を歩きます。総勢五十
二名が、
八幡野港の灯台をあとに海岸の
遊歩道を歩きましたが、前方ある
いは後方に、奇岩絶壁があり、そ
れが御崎になったり、トンネルに
なったりで、そこに荒波がぶつか
って来たり。吊り橋がかかっ
たり、広い休憩の野原があった

が、道は登ったり下ったり、右
に折れ左に曲り、いろいろの御崎
が見えつた。友達になった若い人達
の中には、家族そろって三浦半島荒崎
シーサイドハイキングに参加しま
した。
これは、京浜急行横須賀中央に
下車、バスに二回乗りかえて荒
崎海岸へ。この海岸は変化に富ん
だ海岸線の中に、古墳あり、洞窟
あり、岬あり、入江ありで、おと
なも子供も一緒に遊んで、磯の香
りと波にたわむれながら、のんびり
と一日を歩くとコースでした。しか
し残念ながら天気が悪く小雨が降
ったので、足は濡れ、予定のコー
スを回りませんでした。当日家族の参加
者は、僕のほか、妻、娘、孫一
人、うち一人はおんぶし、一人は
小学校三年生、それに次男夫婦、
嫁の実家の父、総勢八人でした。
また、去年三月二十日は、東伊
豆城崎海岸ハイキングでした。
ここ城崎崎は、今から二、六〇
〇年前に噴出した大室山の溶岩が
海に沿って流れ込んでできた台地
で二〇〇から三〇〇の断崖の複雑
な入り口が男性的な美と景観をつ
くり、陸中海岸をおもわせるような
秘境で、その中に、史跡、名勝、
伝説も多々あります。

途中から伊豆急大宮原の方に上
って、きん十五日から出来た新し
い駅「城崎海岸」から乗車し
て帰りました。雨にぬれてうら
かたけれど、楽しい一日でした。
皆さんで、ハイキングのすきな方
は、今後御一緒に歩かせませんか、
来月は、西伊豆豊勝、ハイキング
(二泊)があります。

御崎の名前が書かれており、この
辺は、日本に数々のヤマモトの郡
落地方とか、また、ヒヤクシと
いう珍らしい木々があつたり、赤
根の浜、魚付保安林とか、自然遊
歩道があつて、科学知識も与え
られます。歴史的には、日蓮上人
が捨てられたというマナイタ岩の
そばに、お寺があります。これは
日蓮上人が流れたところから、こ
から蓮華寺といひ、後にお弟子ま
んが作られたものです。その奥の
院で、一服し境内を回ると、立派
な本堂があり、檜や、もくれん等
がきれいで、海岸には、アン
グラの人々が泳いで居ました。あ
いにく天気が悪かったので、これ
から宮津駅にかけての海洋公園、
江守城石切跡、門前灯台、ばっ
つ納屋、宮津港等には行かないで、
途中から伊豆急大宮原の方に上
って、きん十五日から出来た新し
い駅「城崎海岸」から乗車し
て帰りました。雨にぬれてうら
かたけれど、楽しい一日でした。
皆さんで、ハイキングのすきな方
は、今後御一緒に歩かせませんか、
来月は、西伊豆豊勝、ハイキング
(二泊)があります。

個人確定申告は終わりましたが、
法人の三月期決算はまだ続いてお
り、諸先生にはなにかとお忙し
いこと存じます。
「第一税協」月刊紙に随分切
つてから、いよいよ四号目を発行で
きました。定期出版物は三号目
までついで、つづけるものは三
号目とつづけることになっていま
す。
が、本紙は時を突破してまず第一
期所を通りました。内容は、
またまた満足できるものでありま
せんが、何とか諸先生のご協力に
よって、もたらせていたきたい
と思ひます。
次号以後も、業界関係ニュース
税理士もまた色褪せるでしょう。

多端の折とは存じますが、事業
の収入を以て賄われており
ますが、何んといつてもその
基礎となるものは会費であり
ます。就きましては、出費ご
協力をお願い致します。



シーサイドの別荘地!!

天羽

南房総 別邸地

マリオンヒル

あまは

所在地 千葉県富津市竹岡字十宮谷175番1ほか
交通 国電両国駅～房総西線上総湊駅
急行1時間30分 上総湊駅より2300m
総面積 約191,100㎡ 第二次販売面積23,719㎡
総額 3,354,000円～8,267,100円
地目 山林 建ぺい率7割
施設 市営水道、アスファルトコンクリート
舗装、遊歩道、センターロッジ、プ
ール、テニスコート他
ローン 取扱日本信託銀行、70%以内、最長10年、
月利0.82%生命保険付

はもろろんのこと、研究論文、国
税不服審判所裁判例、評論、会員
の声をレギュラー記事として掲
載してまいります。また、事務
機械、事務用品等の新製品紹介や
実務上の情報提供を併せて掲載し
有益な新聞に育てようという編集部は
張切っております。
桜は春のなかに散っています
が、この頃の桜は色があ
りません。これもスモッグ公
害のなせるわざといふことです。
業界の問題が山積していますが、
税理士の色が褪せては大変です。
臨調問題の轍を踏まないよう、
そして税理士法改正問題では利害
の関する諸団体とよく調整しあ
うことが大切です。そうしないと
税理士もまた色褪せるでしょう。

随筆

ハイキング

高森利正

人それぞれ種々の健康法と趣味
などがありますが、私の近頃のそ
れは、まづハイキング、軽山登
りでありませう。個人的にプランを
たてるのは中々面倒なので、東京
都ハイカー連盟という会に所属し
ますと、毎月翌月の日曜日毎のハ
イキングコースの案内が送られ、
集合時間、費用等一切が把握立
て、一緒に歩いて歩けばよろし
いのです。僕はこの会に一昨年春
入会しましたが、毎月一回以上は
参加しております。

大晦日から元旦にかけては、鎌
倉五山と八幡宮、鎌倉宮の巡拝ハ
イキングがありました。また、二
日か三日にかけて(新春の秩父
略 鐘撞き山、田代山、及び今年
から数回に分けて行なわれる秩父
札所三回所巡りの第一回七霊場

巡りに参加しました。これは一泊
二日、和銅開宝有名な和銅
二日、和銅開宝有名な和銅

第一税協は税理士の公共性に鑑
み、税理士の道義を高揚し、税理
士会の正常化を図り、租税制度及
び税理士制度の発展並びに税務行
政の円滑なる運営に寄与するこ
を目的として昭和44年3月に設立
されたもので、現在五百名余の会
員を有し各種事業を実施して
今回の憲法改正問題に際しまして
は、反対運動に狂奔する税理士会
を批判し、機関紙「第一税協」紙
上で堂々の論陣を張ってまいりま
した。

当面の具体的事業として一局
でありませう。
複数会制の実現のため、署名運動
を企画し、関係官庁等に陳情を行
なうことを重要施策に取上げたり
しております。
つきましては、この所期の目的
を達成するためには、何よりも会
員の増強が肝要でございますので
公認会計士たる税理士、通知
公認会計士制度を活用されてい
る各位を除き、会員が第一税協の
会員となって頂くたく存する次第
よろしくお願ひ申し上げます。

税理士制度の維持発展のため
に先生の特段のご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。

お問い合わせ

(株)日本会計士会館
272-1776(代)

大同興業株式会社

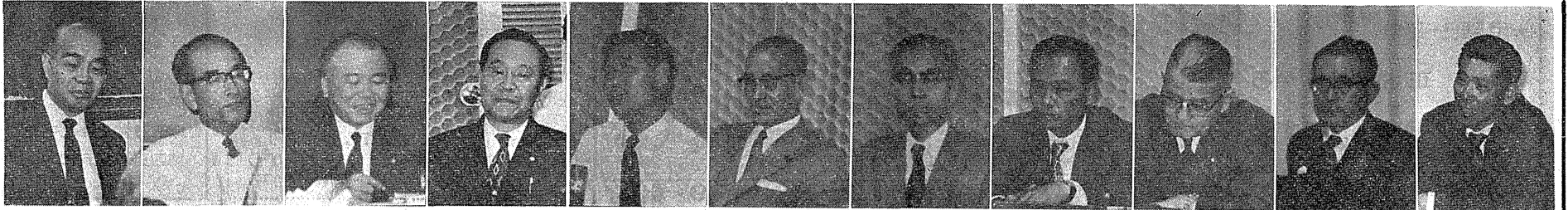
建設大臣免許(2)487号
東京都中央区八重洲3-1-6 ☎271-6547(代) 〒103

日本信託銀行

不動産部
東京都中央区日本橋通り3-2-1 ☎272-1261(大代表) 〒103
千葉不動産部 千葉市中央4-12-7 ☎0472-22-0151(代) 〒280

そごう

本社事業本部
販売提携 建設大臣免許11061号
東京都千代田区有楽町1-13 ☎215-6711(代)内線240 〒100
☎215-6970(直通)



携えて 第一税協と桜友会の話あい

われわれをめぐる情勢は急激に変化して、従来からも、第一税協と税理士桜友会は相協力して税理士会の正常化に努力して来たのであるが、情勢の変化に伴い、一層強固に団結する必要性を感じたので、四月二十日両会が集まってその可能性をきくた。なお、座談会には東京税理士会の藤田、久保村正副会長も招き、会議は終始和やかに進行し、出席の諸先生の全員から有益な発言を得たのであるが、紙幅の関係上、一部先生の発言を要約せざるを得なかったことを心からお詫言します。

はじめに
長坂 きよはは「お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。」

私(第一税協の長坂)でございますが、本日は進行をうごめたいと思っております。ぜひとも協力をお願いしたいと思っております。

たまたま東京税理士会の藤田会長と久保村副会長を来賓としてお招きしております。

写真は二頁より古屋、若松、萩野、嶋田、久米、近江、松丸、田口、藤田、久保村、岡崎氏。三頁より長坂、千正、諏佐、峯木、丸山、松木、三輪、岩崎、橋本、大畑、岡田の諸氏。

第一税協、桜友会の団結と税理士会の正常化

長坂 それでは、とのお話です。最初税理士会の団結の問題でございますが、われわれ桜友会と、第一税協がどういふふうに関係を築いて、税理士会の正常化というものを進めて行こうかという問題でございます。これについて、いろいろお話を伺っております。

古屋 最初に申しあげましたように、税理士会の出身が違っても、互に目くじらを立ててお話しするのは、根本的にはないと思っております。第一税協は仲よくするのが本来の姿でございます。そのように考えてお話をいたします。

長坂 ありがとうございます。古屋先生、この点につきまして、先ず生いかがでしょうか。

古屋 最初に申しあげましたように、税理士会の出身が違っても、互に目くじらを立ててお話しするのは、根本的にはないと思っております。第一税協は仲よくするのが本来の姿でございます。そのように考えてお話をいたします。

最近の商法の問題とか、あるいは税理士法の改正問題とか、いろいろ問題があり、また税理士会の内部の問題等もいろいろあります。ひいては皆さんと十分懇談して今後のわれわれの方針を決めたいと思っております。

もろくに桜友会さんと私どもの会は、一から十まで全部利害が一致するわけでもないと思っております。しかし、両方の会は従来とも友好関係を築いておられますし、今後とも一企業が協力し、税理士会が正常化の道を歩まないのであれば、どうか時間的許す限り十分懇談したいと思っております。

言いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。(拍手)

長坂 それでは桜友会を代表させていただきます。古屋先生にいろいろお話を伺います。

古屋 きよはは第一税協と桜友会の久々の懇談会ということで、私もさうお集まりいただきありがとうございます。ありがとうございます。私どもも、税理士会そのものも、たいへんいろいろな事柄が起ころうと思っております。この点につきまして、成り立ちがある程度違っても、わがかりませんが、お互いに税理士会の発展を願う気持ちに変わらなせんから、共に語り合いたい方向に持っていきたいと思っております。

うとは、やはり共通点が多量出せるのではないかと。思っています。もろくにいろいろお話しを聞いて、これは意見の相違もありません。また、たまたまの考えをしなければならぬという立場に、立つ場合もあると思っております。

それはそれでいいとして、私にたいしてのことで、小異を捨てて大いに付くかと思っております。その点で強調できることは強調していただきたいと思います。そして、税理士会を正しき姿に持っていくためには、そういう方向に行かなければならぬのではないかと、感じてお話をいたします。

税理士会は非常に強い一部の人々にリードされているという印象があるわけですね。皆さん良識ある人々が集まっておられるので、そういう線では、話し合いをすればわかるというところは、皆お話しをいたします。

長坂 どうもありがとうございます。では同じテーマで岡田先生何かお願いたします。

岡田 私は「第一税協」という新聞の編集を担当している関係上、あまり主体的なことでは、皆お話しをいたします。

私(第一税協の長坂)でございますが、本日は進行をうごめたいと思っております。ぜひとも協力をお願いしたいと思っております。

たまたま東京税理士会の藤田会長と久保村副会長を来賓としてお招きしております。

写真は二頁より古屋、若松、萩野、嶋田、久米、近江、松丸、田口、藤田、久保村、岡崎氏。三頁より長坂、千正、諏佐、峯木、丸山、松木、三輪、岩崎、橋本、大畑、岡田の諸氏。

原点にかえって 繰り返す話あいを

長坂 ありがとうございます。古屋先生、この点につきまして、先ず生いかがでしょうか。

古屋 最初に申しあげましたように、税理士会の出身が違っても、互に目くじらを立ててお話しするのは、根本的にはないと思っております。第一税協は仲よくするのが本来の姿でございます。そのように考えてお話をいたします。

長坂 ありがとうございます。古屋先生、この点につきまして、先ず生いかがでしょうか。

古屋 最初に申しあげましたように、税理士会の出身が違っても、互に目くじらを立ててお話しするのは、根本的にはないと思っております。第一税協は仲よくするのが本来の姿でございます。そのように考えてお話をいたします。

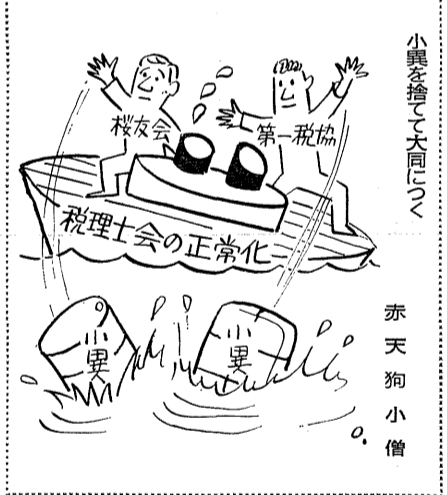
お互いが、あまり自分の立場のみで問題を考えたり、相手の立場をわきまを置かないという、いまの日本の社会全部がそうなのではないかと、政府団体でも自分の説きを通したいという考えが横溢しているわけですね。同じテーマで諏佐先生何かお願いたします。

諏佐 税理士会、公認会計士協会、また第一税協、桜友会さん、いろいろ含めて関係者は、まず一応原点をどうしようかということが大事だと思っております。

お互いが、あまり自分の立場のみで問題を考えたり、相手の立場をわきまを置かないという、いまの日本の社会全部がそうなのではないかと、政府団体でも自分の説きを通したいという考えが横溢しているわけですね。同じテーマで諏佐先生何かお願いたします。

諏佐 税理士会、公認会計士協会、また第一税協、桜友会さん、いろいろ含めて関係者は、まず一応原点をどうしようかということが大事だと思っております。

もろくに、もろくに大衆的立場に立つて、そして時間をかけて問題を解決していくという、この三つの問題が必要だと思っております。そしてこの根本は相互の利害が一致しないという問題とか、これに加えて感情の問題があるわけですね。それをどうやって解決していくか、なかなかむずかしい面があります。また、一番問題なのは、ほつきりが現状だと思っております。(三頁に続く)



連続伝票の ご注文は専門メーカーへ

企画から製作まで 能率は伝票から

双和印刷株式会社

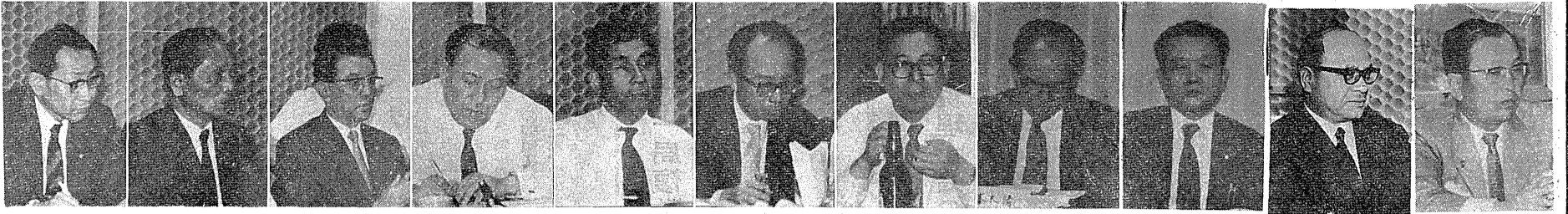
東京都文京区後楽2-3-23
TEL 03(814)0341(代)

税務事務にピッタリの キングスポットファイル

ファイルの用途を色分類できる

- スピーディーにファイルします。
- 美しいカラー表紙のファイルです。
- 表紙の色と背ラベルで用途別・期間別など分類がカンタンにできます。

株式会社 キングジム
本社 千101東京都千代田区東神田2-10-18
支店・出張所 大阪・名古屋・福岡



ともに手を

いまの時代は一部の意見が正しくて多数が押し流されるという現状があります。そういう面からいいますと、原案は原案として、やはり数の問題にも考慮せられるべきがあるところだけ申しあげたいと思います。

長坂 それでは同じテーマのフロッピーの問題として、橋本先生何かお願ひします。

橋本 私はいへん不勉強で申しわけありませんが、税理士会の正常化の問題ですが、添田会長並びに久保村副会長が就任されました。すで一年でございませうが、会務税理士会の内容がわからないまま、このような校友会と第一税協の懇談会を持ちまして、意見統一をしなければ税理士会の正常化ははかれないのかというところが問題だと思っております。

長坂 ありがとうございます。校友会の嶋田先生いかがでした。校友会の嶋田先生いかがでした。校友会の嶋田先生いかがでした。

嶋田 現在校友会は会員増強のためにも会の性格——つまり政治団体が親睦団体であるか——をハッキリさせなければならぬ時期に来ていると思っております。この点がハッキリしたときには、さらにできるだけの協力をやるつもりでございます。

長坂 ありがとうございます。大塚 概念的な話になります。第一税協と校友会との親睦をいかにどうにかするかが、その根本に流れる精神は、何と云っても相互の理解だと思っております。相互理解を得るにはどういふことが必要かという点です。これはお互いに話し合ひ理解しあうことです。その話し合ひにはチャンスをつくらなければいけないという点です。ですから私もこの、一つの新しい提案をしたのですが、なるべくチャンスをつかまえて、これから校友会と第一税協は何回かお互いに衣を脱いで、そして話し合ひたいと思っております。

長坂 ありがとうございます。丸山 ます原案に返って、基本的な問題を洗い直さなければならぬというところは基本姿勢として私は非常に大事なことだと思っております。その場合考えられることは、いかに税理士、会員個々のものは何を望んでいるのか、しかもその発言を促める上において、まず組織団体といふことが、たまたま校友会なり第一税協なりの大きな発言力を増すのは、たしかに数だけではありません。その数を増やすためには、何か魅力を感じるものを引き出すなければならぬ。それを達成することによって会員は集まるのではないかと思っております。

| 出席者 | |
|----------------|-----------------|
| 東京税理士会会長 添田 正夫 | 第一税協副会長 干正清夫 |
| 同 副会長 久保村 得治郎 | 同 副会長(司会) 長坂 利正 |
| 校友会副会長 古屋 正 | 同 岡田 一馬 |
| 同 副会長 老松 九十九 | 同 大堀 雅三 |
| 同 専務理事 近江 亮吉 | 同 諷理 市之丞 |
| 同 専務理事 萩野 重雄 | 同 橋本 一雄 |
| 同 専務理事 久米 真次 | 同 松本 正輝 |
| 同 専務理事 嶋田 昌 | 同 峯木 清 |
| 同 常務理事 松丸 幹 | 同 三輪 三郎 |
| 同 第一税協会長 岡崎 寿士 | 同 岩崎 守利 |
| | 同 丸山 修司 |

長坂 わかりました。では老松先生から同じテーマについて他が何か意見ございましたらお願ひします。

老松 私のほうは古屋さんが甲しあげましたように、商法に対してわれわれのほうには、特別大被害があるというのには変な言い方ですが、あるような感じはないと思っております。

長坂 どうもありがとうございます。

商法改正問題の反省

長坂 次に商法改正の問題に移りたいと思っております。商法改正の問題は皆々承知のとおり結果に一応お持ちますが、松本先生何かお願ひいたします。

松本 この問題と付合するかどうかという点ですが、僕は今度非常を感じましたのは、たまたま税理士会の正常化をはかるという一つの命題をもって添田先生なり、久保村先生、また内藤先生が税理士会に出られたわけですね。にもかかわり、非常にわれわれとして残念な思ったのは、率直に申してあげてこの商法改正問題についてお話しをされたわけですね。たまたま方向は行かなかったのではありませんかと思っております。その原因がどの辺にあるのかというところ、お話ししたいと思います。

長坂 それでは校友会の意見が正しくて多数が押し流されるという現状があります。そういう面からいいますと、原案は原案として、やはり数の問題にも考慮せられるべきがあるところだけ申しあげたいと思います。

長坂 それでは同じテーマのフロッピーの問題として、橋本先生何かお願ひします。

橋本 私はいへん不勉強で申しわけありませんが、税理士会の正常化の問題ですが、添田会長並びに久保村副会長が就任されました。すで一年でございませうが、会務税理士会の内容がわからないまま、このような校友会と第一税協の懇談会を持ちまして、意見統一をしなければ税理士会の正常化ははかれないのかというところが問題だと思っております。

長坂 わかりました。では老松先生から同じテーマについて他が何か意見ございましたらお願ひします。

老松 私のほうは古屋さんが甲しあげましたように、商法に対してわれわれのほうには、特別大被害があるというのには変な言い方ですが、あるような感じはないと思っております。

長坂 どうもありがとうございます。

長坂 それでは同じテーマのフロッピーの問題として、橋本先生何かお願ひします。

橋本 私はいへん不勉強で申しわけありませんが、税理士会の正常化の問題ですが、添田会長並びに久保村副会長が就任されました。すで一年でございませうが、会務税理士会の内容がわからないまま、このような校友会と第一税協の懇談会を持ちまして、意見統一をしなければ税理士会の正常化ははかれないのかというところが問題だと思っております。

税理士法改正でも一致点を

長坂 我々の税理士会では、この承知のように「税理士法改正基本要綱案」も決定されてございまして、次でこの問題についてお話し合ひを願ひいたします。

長坂 それでは校友会の意見が正しくて多数が押し流されるという現状があります。そういう面からいいますと、原案は原案として、やはり数の問題にも考慮せられるべきがあるところだけ申しあげたいと思います。

長坂 それでは同じテーマのフロッピーの問題として、橋本先生何かお願ひします。

橋本 私はいへん不勉強で申しわけありませんが、税理士会の正常化の問題ですが、添田会長並びに久保村副会長が就任されました。すで一年でございませうが、会務税理士会の内容がわからないまま、このような校友会と第一税協の懇談会を持ちまして、意見統一をしなければ税理士会の正常化ははかれないのかというところが問題だと思っております。

長坂 わかりました。では老松先生から同じテーマについて他が何か意見ございましたらお願ひします。

老松 私のほうは古屋さんが甲しあげましたように、商法に対してわれわれのほうには、特別大被害があるというのには変な言い方ですが、あるような感じはないと思っております。

長坂 どうもありがとうございます。

長坂 それでは同じテーマのフロッピーの問題として、橋本先生何かお願ひします。

橋本 私はいへん不勉強で申しわけありませんが、税理士会の正常化の問題ですが、添田会長並びに久保村副会長が就任されました。すで一年でございませうが、会務税理士会の内容がわからないまま、このような校友会と第一税協の懇談会を持ちまして、意見統一をしなければ税理士会の正常化ははかれないのかというところが問題だと思っております。

長坂 次に商法改正の問題に移りたいと思っております。商法改正の問題は皆々承知のとおり結果に一応お持ちますが、松本先生何かお願ひいたします。

松本 この問題と付合するかどうかという点ですが、僕は今度非常を感じましたのは、たまたま税理士会の正常化をはかるという一つの命題をもって添田先生なり、久保村先生、また内藤先生が税理士会に出られたわけですね。にもかかわり、非常にわれわれとして残念な思ったのは、率直に申してあげてこの商法改正問題についてお話しをされたわけですね。たまたま方向は行かなかったのではありませんかと思っております。その原因がどの辺にあるのかというところ、お話ししたいと思います。

長坂 それでは校友会の意見が正しくて多数が押し流されるという現状があります。そういう面からいいますと、原案は原案として、やはり数の問題にも考慮せられるべきがあるところだけ申しあげたいと思います。

長坂 それでは同じテーマのフロッピーの問題として、橋本先生何かお願ひします。

橋本 私はいへん不勉強で申しわけありませんが、税理士会の正常化の問題ですが、添田会長並びに久保村副会長が就任されました。すで一年でございませうが、会務税理士会の内容がわからないまま、このような校友会と第一税協の懇談会を持ちまして、意見統一をしなければ税理士会の正常化ははかれないのかというところが問題だと思っております。

長坂 わかりました。では老松先生から同じテーマについて他が何か意見ございましたらお願ひします。

老松 私のほうは古屋さんが甲しあげましたように、商法に対してわれわれのほうには、特別大被害があるというのには変な言い方ですが、あるような感じはないと思っております。

長坂 どうもありがとうございます。

長坂 それでは同じテーマのフロッピーの問題として、橋本先生何かお願ひします。

橋本 私はいへん不勉強で申しわけありませんが、税理士会の正常化の問題ですが、添田会長並びに久保村副会長が就任されました。すで一年でございませうが、会務税理士会の内容がわからないまま、このような校友会と第一税協の懇談会を持ちまして、意見統一をしなければ税理士会の正常化ははかれないのかというところが問題だと思っております。



赤天狗小僧

連税

猪突猛進をたしなめよう

ラッキー カトレヤノート

● 風格ある製品 ●

卓上日記
ダイアリー
ウィークリー
マンズ
ヒンジアルバム
ビジネスバック

一ツ橋ノート株式会社
〒132 東京都江戸川区中央3-6-22 TEL(03)651-5191(代)

二井建設

〒103 東京都中央区日本橋室町二—1—1
☎(03)二七〇—八六五二(大代表)

「第一税協」の広告は

一手代理店「ニチマ」へ

株式会社 ニチマ

東京都千代田区三崎町三ノ六ノ二五 東和ビル内
電話(265)五五四六一

(三頁から続)

統一意見、お互いに研究してみたいというところを、実は私は考えているわけだ。

長坂 閣下は閣下自身が統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

ともに一局複数会制を望む

長坂 現在第一税協の私達は、友会の先生方も承知のように、一局複数会制を望んで居る。

東京税理士会の考え方

長坂 ではこのへんで、時間も少なかりましたので、来賓の東京税理士会の会長長田先生と副会長の久保村先生に、商法改正問題及び税理士法改正問題などについて、お話ししていただきたいと思

座談会 ともに手を携えて (続)

久保村 東京会の副会長という立場で発言させていただきたいというところを前もってお願いして、了解を得たいと思つて、たしかに税理士会において、友会を第一税協が手を結んで、会の明朗化に努

統一意見、お互いに研究してみたいというところを、実は私は考えているわけだ。

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

長坂 まことに、閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

東京税理士会の立場

長坂 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久保村 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

東京税理士会の立場

長坂 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久保村 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

東京税理士会の立場

長坂 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久保村 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

東京税理士会の立場

長坂 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久保村 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

東京税理士会の立場

長坂 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久保村 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久米 閣下は統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

東京税理士会の立場

長坂 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

久保村 閣下が、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、



赤天狗小備

共同声明を公表
長坂 第一税協の松本先生から、中野友会と第一税協は緊密な連絡をとり、この統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、私どもも統一意見を出して、その統一意見が実現するまで、

Real estate advertisement for '天羽 マリンヒル' (Amabara Marine Hill) featuring a map, contact information for '大同興業株式会社', and details about a site visit for members on June 4-11.

第一 税協と通知公認会計士会

日本公認会計士協会から、公認会計士たる税理士の資格のみで税理士業務が出来るよう法改正に努力する旨の基本方針が出されており、同協会の通知公認会計士会は、公認会計士たる税理士は金銭税理士会を引き上げて通知に移行しようと呼びかけている。第一税協の立場と二見矛盾するようであるが、要は税理士会の正常化であり、公認会計士制度、税理士制度の確立にある。矛盾をアウフヘーベンする形で抱える必要がある。第一税協の代表的三氏の所論を掲載してみた。

通知公認会計士会との関係

倉岡崎寿士

税理士会の会員は専業税理士と各種の資格をもつ兼業税理士とが混在しているが従来これらのもものは税理士という共通の立場で本来の業務を遂行することなく法秩序を維持して来たので会の運営も円滑に行われて来た。

しかしながらこの数年來の税理士会特種東京税理士会の実状は一部の派閥によって会務が独断専行され、派閥抗争が激化し、会員無視の運営が行われていた。特に法改正反対、税理士法改正等の運動に見られる公認会計士敵視政策は目におさまるものがある。そのため膨大な会費が浪費されていることもまたわかれてはならない。

このような状態のもとにあって公認会計士である税理士は、現行税理士法上認められている唯一の方法である通知公認会計士へ移行した者で、現状に止まって税理士会の正常化をはかる道を選んだ者との二つの方向に分れた。前者は公認会計士会の内部の任意団体として

通知移行への勧奨に強制力がなく、このことがあげられる。従ってこれらの会員のたれにも第一税協は、一層その組織を拡大強化する必要がある。第三点は第一税協は税理士会の正常化運動の究極の目標として現行税理士法の一局一会制を改めて、二局複数会制を実現するべく運動を展開していること、そのためには第一税協の存在は不可欠のもので、前記の分野における活動は公認会計士のためにも税理士のためにも必要であると考えられる。このときに税理士法が一局複数会制同様の結合による採用して来たことは第一税協の存在もまた意義のあることである。

業界の問題に無関心であるとき、はなから、未加入の会員諸君よみやかに第一税協に加入せられんことを。

ともに税理士会の正常化へ

副会長 坂利正

現在の税理士会の「正常化」と「局複数制」の実現をはかるために、われわれ公認会計士の同志はそのグループを組織した。

それが、第一税協であり通知公認会計士会である。

第一税協は東京税理士会内部に於けるグループの組織体であって、税理士法第五十一条の二の適用を受けず、税理士会内部に留まり、あくまでも税理士の一員としてその運動に参画している。つわものではない。

われはこの状態を放置しておくわけにはゆかない。そのためには税理士会内部に多量にあって、税理士としての意見を発表し、行動も時に必要ならば決断して正常化出来るものではないかと考えている。第一税協はこのような気持の方々がグループを組織している。一言ならば「戦線に残って、戦闘を展開している」勇士達である。それに反し通知公認会計士会は、外部的存在であり、しかも参謀本部のような将校と言わなければならない。しかも本部は通称公認会計士会に對し年間一四万円という補助金を算計上計している。この育成発展に努めている。

しかし、第一税協は、この補助金を本部からもらっているのだらうか。予算上においてはナシシグではあるが、予算の運用面においては涙金程度のもので交付されている。果してこれよりよいのであるか。本部の答弁のようにならぬこと努力し、目的たる「正常化一局複数制」の実現をはかるべく努力するべきである。

新製品紹介

カシオーニ〇二一 A型電子式卓上計算機

この卓上の特長は、

- ① 画期的なダブルトラックシステム
- ② 自動定数機能にも使える
- ③ 使い易きに徹した諸機能
- ④ 高性能、低価格を同時に実現

算機

001234567890

「電子複写時代」困も揺がす

「夕刊フジ」にこんなタイトルの記事が掲載されていた。

複写機の「恐怖」というか、威力がいかに恐ろしく、困の内外がひっくりかえっているという。

その記事内容は昨年六月のペンタゴン、米国防総省、秘密事件と油断をゆるぐ日本の外務省の機密文書露呈事件の二つに電報が流布していったという入りりていった過程をスッパ拔

「情報化時代の 税務会計書類の管理は十分に」

「トップシークレット」の文書をニューヨークタイムズ、ワシントンポストなど有力紙に流し、ジョンソン前大統領時代にアメリカがベトナム戦争に深入りしていった過程をスッパ拔

「情報化時代の 税務会計書類の管理は十分に」

「電子複写機は「丸秘文書」に電報のごとく飛び交っているから文書管理についても、これに即応して十分研究しなければならぬ。

「情報化時代の 税務会計書類の管理は十分に」

「電子複写機は「丸秘文書」に電報のごとく飛び交っているから文書管理についても、これに即応して十分研究しなければならぬ。

あなたにおくる 旅とレジャーの割引ネット

丸善石油 ファミリー

● 風格ある製品 ●

卓上日記
グアイアリー
ウイークリー
マンスリー
ヒンジアルバム
ビジネスバック

一ツ橋ノート株式会社
〒132 東京都江戸川区中央3-6-22 TEL(03)651-5191(代)

丸善石油



随筆

専門職業人としての反省
丸山修司

古き善き日本語のこと
大塚雅也

私達若、頃々練れた言葉で最近
姿を消したと思われるものが沢山
ある。言葉も時代の風潮を背景に
成立つものとするは誠止むを得ない
事ながら日本の情緒を日本精神
として心から愛惜される言葉があ
る。これは私の紅顔の頃の思出の
実話である。

会費納入のおねがい

去る六月六日、一面既報の(昭和四七年三月)昭和四八年
とあり、第一税協定時総会に
おいて、第五年度事業計画が
承認され、今後、役員一同覚
悟を新たにしてその推進に邁
進することになりました。そ
してその財政基礎となる年会
費は従来の三万円をあらた
に五万円に引き上げましたの
で、回卒よろしくお願ひ申上
げます。
つきましては、第五年度
郵便振替—東京一五九三四八
銀行振込—第一勧業銀行昭和
通り支店普通預金
口座

暑中見舞(名刺)募集

第一税協・広報部では翌七
月号に恒例の諸先生の暑中見
舞(名刺)広告を掲載したい
と思ひます。会員相互の挨拶
と親睦を兼ねて、多数会員の
方がご利用くださいますよ
うお願ひ致します。
つきましては、下記要領に
よりお申し込みください。

募る 投稿

本紙「第一税協」の原稿が
不足しています。
会員の方々の忌憚のないご
意見をどしどしお送りくださ
い。当広報部では、そのため
のスペースを十分おけてお待
ちしております。

社長は語る
ライク株式会社 社長 齊藤光男氏



私は事務用紙製品と便箋、フ
ードに関する家庭用紙製品のメー
カーで、歴史は古く、二代目社長
です。ブランドは「ライク」で文
具店、百貨店です。すでに読者の方
にはおなじみと存じます。
創業の歴史が古く、ついつい
先代の大福帳式の経営が慣行され
私だけが頑固でも、古い番頭格
の社員に押しまわられて、なかなか
近代化が出来なく困っておりまし
た。

しかし最近では社長の椅子も身
につきました。経理のほうも近
代化して参りました。
一番事務管理に關係のある事務
用紙製品のメーカーが製品の様式
機構の面で古い感覚であれば、そ
れだけが国の企業は後退するこ
とになる。まず先ず必要以上
に近代化をしなければユーザー
のご要求に答へることができな
いと考えました。

日本企業もたんだアメリカ
ナイズされ、大型化してきており
ます。殊に私のような小規模メ
ーカーは、古い伝統あるマークを
保持するだけで大変で、何かの機
会に外部資本を導入しなくてはな
いと考えておりました。その点
でも少なからず株式会社に以上
上、企業の実態と成績を完全に知
りたいと考えますし、またこれを
公開することで信用も得たいと考
えておりました。

この二、三年で先進国、アメリ
カ、ヨーロッパと視察して参りま
したが、その製品と日本の製品と
比較してみても劣ってない
事に自信をもちました。
これからは、資本、製品ともども
外国との交流が盛んになると思ひ
ますが、経営の面ではまだまだ研
究の余地が残されていると思ひま
す。

私達の税理士会の方で、最近
幾度か会の方について、正常
化とか、緑だ、赤だといろいろな
雑音が流れている。一体これだけ
いのなどうか、一会員として率直
に考えてみよう。税理士は日本経
済の流れに多少でも関係を持つ職
業であるから、経済問題と比較し
ながら今のわれわれのあり方に問
題がないかどうか反省するものも
無駄ではなからう。

所得を次々とあつてきて、ケイ
ブスは投資乗数の理論として、わ
れわれに教えてきた。
そしてこのように企業が生産の
拡大とともにその規模、数を増大
すると、企業の相対的として、ま
た日本における税法の難解という
制度的要求からも税理士の存在価
値が認識され、その需要の領域が
ひろがるであろう。

急激な会員増加については、特
試問題とか、兼業資格者に対する
非難とか、いろいろな角度から批
判があり論議的のたされていなが
るには社会的な必要が満たされて
いるという現況からすれば、需要供
給理論からしても、必ずしも批判
そのものが当を得ているものとは
限らない。

最近の税理士の登録者数は、社会
的な要請と相まって昔と比較にな
らぬ程多くなり、それぞれの分野
において活躍していることは誠に
慶びにたえない。
このことは過去、この分野の職
業を切り拓いた諸先輩の血のじじ
む献身的努力に負うことは勿論、
これを受けついで後輩が更に研鑽
して社会的需要の認識を築いた賜
にはかならない。

悪質は良質を駆逐する。昔の人間
は言ってきたが、人間社会が進歩
し利口になつてくると必ずしも格
言通りいかず、ましてやわれわれ
の職業分野においては、むしろ稀
少の良質こそ需要が集中、より大
きな期待が寄せられるのではな
からうか。
したがって、われわれ業界も顧
問先、広くは社会的要請を満足さ
すにはかならない。

待た時間の無駄をなくしてプレ
ーをしようと望む人達はそのお
りに応え、プレー代をがっぽり取
りて手中に入りたいと望むこ
とは当然である。そこで新しい
ポリング場を増設すれば、先ず
土地の確保から始まり、建物、設
備というように次々と投資が行な
われ、そのポリング場の設備生
産に携わった人達の懐を肥やし、
その人達が今度は余暇を見つめ、
たまには作るだけでなくポリン
グをやるということになり、益々
ポリング熱をあおり、経営が
盛んとなる。

このように投資が消費を誘発し
てはかならない。

投資の供給効果も、やがて投資
による有効需要の拡大、所得の増
加につながることは理論的に実証
されてはいる。しかし、供給が需要
を上回ると逆効果を生じ、市況の
沈滞をまねくことも経済の歴史が
われわれに教えてきた。丁度彼が
海岸に達するまでに高く、低く往
きつ戻りつして辿りつく如く、資
本主義社会においては、景気の波
も好、不況を循環的に繰り返して
いる。

近年税理士の登録者数は、社会
的な要請と相まって昔と比較にな
らぬ程多くなり、それぞれの分野
において活躍していることは誠に
慶びにたえない。

悪質は良質を駆逐する。昔の人間
は言ってきたが、人間社会が進歩
し利口になつてくると必ずしも格
言通りいかず、ましてやわれわれ
の職業分野においては、むしろ稀
少の良質こそ需要が集中、より大
きな期待が寄せられるのではな
からうか。
したがって、われわれ業界も顧
問先、広くは社会的要請を満足さ
すにはかならない。

悪質は良質を駆逐する。昔の人間
は言ってきたが、人間社会が進歩
し利口になつてくると必ずしも格
言通りいかず、ましてやわれわれ
の職業分野においては、むしろ稀
少の良質こそ需要が集中、より大
きな期待が寄せられるのではな
からうか。
したがって、われわれ業界も顧
問先、広くは社会的要請を満足さ
すにはかならない。

悪質は良質を駆逐する。昔の人間
は言ってきたが、人間社会が進歩
し利口になつてくると必ずしも格
言通りいかず、ましてやわれわれ
の職業分野においては、むしろ稀
少の良質こそ需要が集中、より大
きな期待が寄せられるのではな
からうか。
したがって、われわれ業界も顧
問先、広くは社会的要請を満足さ
すにはかならない。

悪質は良質を駆逐する。昔の人間
は言ってきたが、人間社会が進歩
し利口になつてくると必ずしも格
言通りいかず、ましてやわれわれ
の職業分野においては、むしろ稀
少の良質こそ需要が集中、より大
きな期待が寄せられるのではな
からうか。
したがって、われわれ業界も顧
問先、広くは社会的要請を満足さ
すにはかならない。

悪質は良質を駆逐する。昔の人間
は言ってきたが、人間社会が進歩
し利口になつてくると必ずしも格
言通りいかず、ましてやわれわれ
の職業分野においては、むしろ稀
少の良質こそ需要が集中、より大
きな期待が寄せられるのではな
からうか。
したがって、われわれ業界も顧
問先、広くは社会的要請を満足さ
すにはかならない。

悪質は良質を駆逐する。昔の人間
は言ってきたが、人間社会が進歩
し利口になつてくると必ずしも格
言通りいかず、ましてやわれわれ
の職業分野においては、むしろ稀
少の良質こそ需要が集中、より大
きな期待が寄せられるのではな
からうか。
したがって、われわれ業界も顧
問先、広くは社会的要請を満足さ
すにはかならない。

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

益々その地固めも強固なものとな
るであろう。今にしてこのことを
反省せざれば、いつの日か社会的
評価は低下し、業界の恐れれるこ
と職業人として活躍する領域が無
くなる危険も皆無とはいえない。
その上立ってこそ、今の要求
事項も当然として受け入れられ、

Real estate advertisement for 'あかざわ' (Akazawa) featuring a map of the area, contact information for 'Koyu' (恒陽) and 'Takayama' (高島屋), and details about the property's location and amenities. The ad highlights its proximity to the Shinkansen and its suitability as a second home.

昭和四十七年度税法改正の要点

特別掲載
古市 勇 (大蔵省主税局)

はじめに

昭和四十七年度の税法改正として、七本の法律案が第十八回国会に提出されたが、このうち航空燃料税法は三月三十一日に成立して翌四月一日から実施され、続いて租税特別措置法の改正法が四月十四日に成立し、十五日から実施された。次いで所得税法改正法、法人税法改正法、相続税法改正法は五月に入ってから本格的な審議が行われ、六月十六日に成立、同十九日から実施となった。一方、通行税法改正法は国有鉄道運賃法の改正法案との組み合わせで提案されたものでありましたが、運賃法が審議未了となったため、同じように廃案となりました。また、物産税特例法案は、衆議院の段階で継続審査となっており、この改正法の実施に伴い、日常の税務を行なわれるうえで、これだけはぜひ知っておいて欲しいと思われ、税法改正のポイントを法人税法および所得税法関係を中心に、とりまき、まとめてみました。なお、実際の適用に当たっては、さらに改正法の条文を参照するようにして下さい。

税務計算上早期に繰り上げて損金に算入することが認められます(措法六八の二)。(1) 対象となる為替損失相当額は昭和四十六年十二月十九日現在で確定している長期外貨建債権純残高に係るものです。(2) 青色申告法人で昭和四十六年一月二十日を含む事業年度の為替損失相当額が次の①、②のいずれか多い金額以上であるものに適用されます。

① その年度の所得金額から期末資本金額の年八分の相当額を控除した金額
② 期末利益積立金額の年四分の相当額
(3) 為替損失相当額の損金算入によって生じた欠損金については十年間の繰越しが認められます。繰戻しによる税額還付制度の適用はありません。

④ 昭和四十七年四月一日以後終了事業年度から適用されるもの。
1 法人税の付加税率(基本税率三三・五の五増の二・七五増)の適用期限が昭和四十九年四月三十日まで二年間延長されました(措法四一)。
2 青色申告書を提出する法人(または個人)が、昭和四十六年十一月二十日以後に計上した長期外貨建債権について、事業年度末の為替相場を換算してない場合には、次に準ずる準備金として積み立てた金額を損金に算入することが認められます(措法四二)。

3 増加償却について、増加償却割合が、〇・〇〇分の二五から一、〇〇〇分の三五へと引き上げられました(措法四三)。
4 昭和四十七年四月一日以後開始事業年度から適用されるもの
1 同族会社の留保金課税について、定額控除が年三百五十万円(改正前は二百万円)に引き上げられています(法六七条三項)。
2 製品保証等引当金を設定することが出来る製造業等の範囲が拡大され、電気冷蔵庫の製造業が加えられました(法六一三の二)。

3 ソフトウェア業を営む法人について、プログラム保証準備金制度が創設され、プログラムに係る収入金額の二割相当額の積立が認められることになりました(措法二〇の三、五六の二)。
4 電子計算機買戻準備金について、その積立率が、二〇％(改正前一五％)に引き上げられました(措法五六の九)。
5 商品取引責任準備金について、その積立率が十分分の八(改正前は十分分の二)に、累積限度を十分分の二五(改正前は十分分の三)にそれぞれ引上げるとともに、その適用期限を三年間延長しました(措法二〇の四、五七)。

6 重要産業用合理化特別償却の対象に海上運送用の大型コンテナ、自動化大型漁船等が追加されました。
7 中小企業者が新たな機械および装置で取得価額が五十万円以上のものを取得して、その法人の営む製造業、建設業等の事業の用に供するものについて、取得初年度に五分の一の特別償却を認める制度が創設されました(措法二二の三、四五の二)。
8 輸出振興税のうち、輸出割増償却制度および工業所有権、著作権ならびにコンサルティング業務に係るもの以外の技術等海外所得の特別控除制度は昭和四十七年三月三十一日をもって廃止されました。もともと同日までの取引については従来どおり適用が受けられます(旧措法四六の二、五八)。

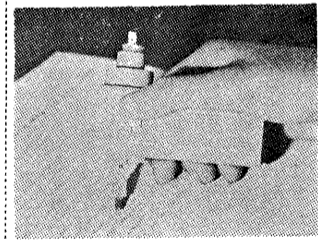
9 昭和四十七年四月十五日(措置法施行日)以後に事業の用に供したものを適用されるもの
1 新築住宅の増価償却制度および耐火建築物の増価償却制度について、その対象となる住宅等の床面積を二〇平方メートル以下(改正前は二〇平方メートル以下)に引き上げるとともに、耐火建築物の増価償却制度の適用期限が二年間延長されています(措法七二の八)。
2 原油備蓄施設の増価償却について、その適用範囲を合理化したうえで、その率を二分の一(改正前は百分の百)に縮減しました(措法四八の二)。
3 資源開発投資損失準備金について、対象資源にホタル石を加えることと、資源開発投資法人が自己の資本金をこえて投資する場合にも一定の要件のもとに積立を認めることとしました(措法五二)。

4 昭和四十七年四月一日以後の支出から適用されるもの
1 寄付金の別枠損金算入の対象となる試験研究法人として、心

工としての税法改正は国会審議の余波を受けて延長会期ギリギリまで可決されなかった。われわれ税務に携わる者にとって待ちに待ったものである。本紙では古市氏に解説をお願いした。

新製品紹介

パオス 電動字消



マルマンでは、このほどなんでもきれいにサツと消せる電池式の消ゴム「パオス・オート・イレイサー」を発表した。これは砂ゴムと白消ゴムの二つの消ゴムヘッドで鉛筆からインキまでなんでもサツと消せるツイン消ゴム。ヘッドは理想的な高速回転をすることで、細かい個所でも紙面摩擦を防止し、スッキリ仕上げという画期的消ゴムである。このほか、特長も、①吸入装置は、細かい消し屑をきれいに吸い取るようになっていて、②いつでも使える状態に立てておけるユニークな

ザインなど。製図、タイプ文字、トレーシング、インキ、ボールペン、文字統計資料、一般事務、小中高生の学習用、贈答品などに使える広い用途をもっている。価格は、千円(付属品とも乾電池単3四コは別)。

(7) 現物出資した場合の課税の特例(措法六六の四)。
二 所得税関係
○ 昭和四十七年の所得税から適用されるもの
1 扶養親族のうち年齢七〇歳以上の者(障害者を除く)について、通常の扶養控除(十四万円)に代えて年額十六万円の老人扶養控除の制度が設けられました(所法二〇三の二、二四)。
2 扶養親族のない未亡人についても、所得制限(年百五十万円)のもとで寡婦控除の適用が認められることになりました(所法二〇三)。
3 製品保証等引当金を設定することが出来る製造業等の範囲が拡大され、電気冷蔵庫の製造業が加えられました(所法一六三の二)。
4 確定申告の際に提出する財産債務明細書の提出不要限度が二千万円(改正前は一千万円)に引き上げられました(所法三二)。
5 青色事業主特別経費準備金制度に代えて、青色申告の一層の普及を図る趣旨から原則として一律一〇万円の特別控除を認める青色申告控除制度が創設されました(次頁へつづく)

ビジネスショウを活用しよう

税界人の知識

諸君が事務所用の機械を購入しようとするとき、何によって機械を選択されるか、電車の場をビジネスショウにしたらいかがですか。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

このショーで目を引いた新製品は日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーでした。中部では名古屋吹上ホールで六月七日から十日までの四日間、ビジネスショウが開催された。この間、日立のカラー複写機と明光商会の卓上シュレッダーが、ビジネスショウを引いた。

ラッキーカトレヤノート

卓上日記
ダイアリー
ウイークリー
マンスリー
ビジネスバック

● 風格ある製品 ●



リツメカン株式会社
〒132 東京都江戸川区中央3-6-22 TEL(03)651-5191(代)

手を汚さずにはれるおしゃれな<のり>

ピット

国産第1号 1本・¥100

暑中お見舞申し上げます

新 託 併 営

株式会社 三菱銀行 日本橋支店

取締役支店長 小田 義彦
東京都中央区日本橋通1丁目7番3号
TEL 03-272-5151番

株式会社 大和銀行

取締役東京支店長 掛 飛 吉 朗
東京都千代田区大手町2丁目1番1号
TEL 03-231-1231番

株式会社 住友銀行 日本橋支店

支店長 鈴木 久 五
東京都中央区日本橋江戸橋1-8
TEL 03-274-3311番

7月17日より仮店舗(下記)へ移転

公認会計士・税理士一同(五十音順)

| | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|--|--|--|
| <p>事務所/板橋区大山東町四 (九六三)〇四二番</p> <p>大沼 長清</p> | <p>事務所/港区六本木四十八 一八〇六八七九四階 (四〇四)〇八九番</p> <p>海老美与治</p> | <p>事務所/中野区中野一五 六五五岩月九内 (三六三)一六〇四八番 三六三〇番</p> <p>岩村 讓一</p> | <p>事務所/中央区日本橋人形 町二五番(古蔵ビル) (六六八)〇九六番(代)</p> <p>稲村忠三郎</p> | <p>事務所/文京区千駄木二 三四一七 (八八八)八二九番</p> <p>五十嵐泰二</p> | <p>事務所/東京都足立区梅田 七五五二 (八四九)五〇七八番 (八八八)八二八番</p> <p>飯沼 清夫</p> | <p>事務所/北区千代田二二三 一一一 (九一一)八二二番</p> <p>池田洋次郎</p> | <p>事務所/千代田区神田駿河 台一五一一 (二五四)三〇二番</p> <p>井上 準一</p> | <p>事務所/台東区錦糸 六三三五一八 (六七四)四八三番 (六七三)七八三番</p> <p>有賀 徳寿</p> |
| <p>事務所/東京都足立区梅島 一四一五 (八八七)八四五番</p> <p>倉田 由次</p> | <p>事務所/新宿区花園町三五 遠藤第一ビル 自宅/新宿区花園町八九 (三五)三〇〇番</p> <p>久保田安治</p> | <p>事務所/東京都中央区日本橋 茅場町三〇八二番 自宅/横浜市港北区磯原西 町一四二四 (四二)二二二番</p> <p>川北 博</p> | <p>事務所/東京都世田谷区北 沢三三〇 (四六八)一五四七番</p> <p>片山 庄二</p> | <p>事務所/港区新橋二二六 一三二新橋ビル (五八〇)七三四番(代)</p> <p>長田 邦稻</p> | <p>事務所/東京都中野区中央 四一七二〇 (三八)五八四七番 五九五三番</p> <p>岡部 謙三</p> | <p>事務所/東京都墨田区立花 一一三三六 (六二〇)一八九〇番</p> <p>岡田 一馬</p> | <p>事務所/中野区本町 四二九一二 (三八三)二五八二番</p> <p>岡崎 寿士</p> | <p>事務所/杉並区高円寺南二 一五一 (三二四)四一三番</p> <p>大堀 雅三</p> |
| <p>事務所/中央区日本橋茅場 町一六 (六六〇)〇六六番 二八〇九番</p> <p>塩崎 四郎</p> | <p>事務所/千代田区飯田橋四 一四一七 (二六)〇〇八番</p> <p>城生 虎夫</p> | <p>事務所/練馬区石神井台 四一五一三 (九〇)八二七番</p> <p>島田 百郎</p> | <p>事務所/東京都台東区上野 桜木一三三 (三二)四七三番 (六八)三六九番</p> <p>逆井保次郎</p> | <p>事務所/東京都台東区東上 野五一二 (八四)三三九〇番 五七〇四八番</p> <p>佐々木秀明</p> | <p>事務所/東京都千代田区神 田神保町一四二 (二九三)八八六番(代)</p> <p>斎藤 正直</p> | <p>事務所/新宿区四谷三栄町 二五番七九 (三九七)一七八番</p> <p>坂上 隆昭</p> | <p>事務所/杉並区下井草四 一三二二 (三九九)九四六番</p> <p>斎藤 嘉三</p> | <p>事務所/中央区銀座五十一 〇六第一銀座ビル (五七)四五一番</p> <p>五領田元男</p> |
| <p>事務所/武蔵野市吉祥寺本 町一三三 0422 二二一三六四番</p> <p>竹崎 徹</p> | <p>事務所/荒川区町屋二一七 一六 (八九五)六七三番</p> <p>高橋 一郎</p> | <p>事務所/江東区亀戸二一 二四一九 (六八)五六三番</p> <p>高森 利正</p> | <p>事務所/新宿区西大久保三 三三三 (二〇九)八八一番</p> <p>辰巳 正衛</p> | <p>事務所/東京都大田区東矢 野一五十四 外村公認会計士事務所 (七三)二五六番</p> <p>外村 初</p> | <p>事務所/中央区日本橋茅場町 一八共同ビル九〇三号 (六六八)〇〇五二番</p> <p>千正 清夫</p> | <p>事務所/東京都大田区大森 西五二六 住所/東京都大田区大森西 五二三一九 (七六五)〇六五二番</p> <p>鈴木 秀栄</p> | <p>事務所/新宿区西大久保三 八五 (二〇〇)六二二番(代)</p> <p>諏佐市之丞</p> | <p>事務所/台東区根岸一 〇一五 (八七四)七三二番 監査法人第一監査事務所 中央区日本橋江戸橋三五朝 日ビル(七)二八四一 (七五)六二五番</p> <p>下田 友吉</p> |
| <p>事務所/目黒区中根二一九 一 (七二七)三九七番</p> <p>中村 惇</p> | <p>事務所/港区西新橋一 一八六重宝ビル (五〇)〇八二〇番</p> <p>二村 倍吉</p> | <p>事務所/東京都杉並区本天 沼一八八二二 (三九〇)〇七二番</p> <p>西尾 慎三</p> | <p>事務所/東京都練馬区中村 北四二四 (九九〇)二二三(代)三</p> <p>長坂 利正</p> | <p>事務所/豊島区目黒四 一四一五 (九五四)〇三三番</p> <p>永島 徳造</p> | <p>事務所/品川区北品川二二 七二二 (四七)三〇九六番</p> <p>綱島 慶寿</p> | <p>事務所/墨田区江東橋三 九一七 国宝ビル (六三三)一五二二番</p> <p>田中富美夫</p> | <p>事務所/大田区多摩川一 一六五 (七五)六二五番</p> <p>田中 正盛</p> | <p>事務所/世田谷区玉川瀬田 町五一九 (七〇〇)三三三番</p> <p>中島 育広</p> |
| <p>事務所/千代田区神田駿河町 三三共同ビル九三三号 (三五)八九九番</p> <p>前田 実</p> | <p>事務所/台東区台東一 三〇一三 (八三)三三九五番</p> <p>的場 輝夫</p> | <p>事務所/東京都北区赤羽西 三三三三番 (九〇〇)三三五番(代)</p> <p>丸山 修司</p> | <p>事務所/横浜市西区東ヶ丘 二二 (四三)三九九二番(代)</p> <p>間淵 要</p> | <p>事務所/東京都世田谷区奥 沢五二六 (七三)〇二七番 (七三)〇二七番</p> <p>本名 進</p> | <p>事務所/文京区小石川二二 一七三山京ビル七〇三号 (八二三)〇六八四番</p> <p>人見 敦</p> | <p>事務所/中央区月島三二三 一四 (五三)二五三番(代)</p> <p>樋口 俊二</p> | <p>事務所/東京都葛飾区柴文 一十九一七 (六〇七)二六六七番</p> <p>橋本 一雄</p> | <p>事務所/世田谷区玉川瀬田 町五一九 (七〇〇)三三三番</p> <p>中島 育広</p> |
| <p>事務所/国分寺市内藤一 一四 0423 (七)三〇三七番</p> <p>村松 良市</p> | <p>事務所/江東区永代二一 三二二四 (六四)二九三番</p> <p>都沢 美夫</p> | <p>事務所/杉並区和田三 四八一四 (三三)八三三番 (三三)三三三番(代)</p> <p>三輪 三郎</p> | <p>事務所/東京都世田谷区豪 徳寺一九三 (四一九)五八二番</p> <p>三枝 潮</p> | <p>事務所/墨田区江東橋三 一三三 (六三三)九二七番</p> <p>峯木 清</p> | <p>事務所/中央区茅場町二丁 一四下七九五階 (六六〇)七四七番</p> <p>宮下 昌久</p> | <p>事務所/東京都中野区本町 二一九一 (三三)三〇三番(代)</p> <p>三浦藤四郎</p> | <p>事務所/荒川区西日暮里一 一九一四 (八〇)二五七五番</p> <p>松木 正輝</p> | <p>事務所/新宿区西新宿五 八一三 (三三)四一三番</p> <p>前田 辰男</p> |
| <p>事務所/文京区本郷三十九 一 (八四)五八九番</p> <p>和田新之助</p> | <p>代事務所/中央区新富町二 一三三三番 (五五)二五四番</p> <p>若林 恒雄</p> | <p>事務所/港区西新橋二丁 二〇一三 (四三)五五二番(代)</p> <p>山本 敏郎</p> | <p>事務所/千代田区丸の内一 一八号館二〇六号 (二二)四六五二番</p> <p>山本日出磨</p> | <p>事務所/東京都八王子市本町 一三一三 関東ビル二二号 0426 (三)五九〇番 (三)五九〇番</p> <p>安村 長生</p> | <p>事務所/江川区南小岩 三二八一〇 (六五七)五五九番</p> <p>守屋 芳房</p> | <p>事務所/東京都中央区八重 洲二一 中村ビル (七三)二五五八番</p> <p>森田 賢治</p> | <p>事務所/杉並区荻窪五丁 二五二六 (三九三)〇二二番</p> <p>茂木 誠陸</p> | <p>事務所/世田谷区下馬五 二一八 (四二)四四七番</p> <p>村上 正雄</p> |

日本の未来を拓いて

日本税理士会連合会では去る六月二十六日、自派に作成した税理士法改正に関する基本要綱を添えて閣僚官庁に提出し、税理士法改正に関する建議書を出し、税理士法改正に対する執念の程を示している。

しかし、この「基本要綱」は、他の職業人に対する極めて無礼な内容を含み、公認会計士協会のみなさん、弁護士会等においても関心しないではないか。第一「税理士」は、「基本要綱」の検討委員会を組織して現在鋭意研究し、その成果をまとめる「要綱」の不当性を内外に指摘しようとしている。「基本要綱」の内容は、「改正の『基本的考え方』」と「六つにわかれた論議的部分」と九つにわかれた本論から成っている。検討委員会では本論につき、小委員会毎に研究を進めているが、その「基本的考え方」が、この論議的部分からなされているのである。そこで、検討委員会の参考のため、次の諸氏が、「基本的考え方」に対する第一税協会員としての考え方を示してみた。次に掲げている題名は、「基本要綱」のその論議的部分の六つの題名である。

1、使命の明確化

岡崎 寿士

日本税理士会連合会の提案した「税理士法改正に関する基本要綱」(以下要綱と略称)が、藤原理事に対する質問書とこれに対する藤原理事の答弁書(五月六日)の連合会の第二回理事会の承認を経て、同日二十六日大蔵省、自治省、国税庁などの関係官庁に対し、本府連合会々長を代表して税理士法改正に関する建議書(要綱を添付して)を提出したことが「税理士界」に報道されている。

「要綱」の「使命」は、第一「税理士の倫理」について考へて見たいと思う。これの論議は現行税理士法第一條に於いて「税理士は、公正の立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めることに努力しなければならない」といふことについて考へて見たいと思う。これの論議は現行税理士法第一條に於いて「税理士は、公正の立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めることに努力しなければならない」といふことについて考へて見たいと思う。

2、資質の確保向上

千正 清夫

「税理士法改正に関する基本要綱」の改正の「基本的考え方」の「(一)資質の確保」の項に、税理士の「資質の確保、向上」を計ることの必要性を述べ、その要件として、まず、(一)税理士試験等資格取得制度の根本的改正と題し、現行試験制度の欠陥を指摘している。

「要綱」の「資質の確保」は、現行試験制度が他の職業に比べて、試験の厳格さが不足していること、また試験の資格を付与される特権が広範囲にわたっており、暫定的に設けられたはずの特権が永続的に維持されていること、試験が未だ停止されていない点等をあげ、これらの試験制度を改正することが税理士の資質を向上せしめる最も大きな要諦である」と強調している。

3、自主権の確立

大沼 長清

「要綱」の「自主権の確立」は、現行税理士法が他の職業に比べて、自主権が不足していること、また試験の資格を付与される特権が広範囲にわたっており、暫定的に設けられたはずの特権が永続的に維持されていること、試験が未だ停止されていない点等をあげ、これらの試験制度を改正することが税理士の資質を向上せしめる最も大きな要諦である」と強調している。

「要綱」の「自主権の確立」は、現行税理士法が他の職業に比べて、自主権が不足していること、また試験の資格を付与される特権が広範囲にわたっており、暫定的に設けられたはずの特権が永続的に維持されていること、試験が未だ停止されていない点等をあげ、これらの試験制度を改正することが税理士の資質を向上せしめる最も大きな要諦である」と強調している。

「要綱」の「自主権の確立」は、現行税理士法が他の職業に比べて、自主権が不足していること、また試験の資格を付与される特権が広範囲にわたっており、暫定的に設けられたはずの特権が永続的に維持されていること、試験が未だ停止されていない点等をあげ、これらの試験制度を改正することが税理士の資質を向上せしめる最も大きな要諦である」と強調している。

ウチタ 株式会社 内田洋行
東京都中央区新川2-4
TEL.03(553)3111



Gマークに輝く高級デスク
ウチタED7アニチュア
●デスク(片袖・両袖・L型) / チェア(6種) / ラック他

貯蓄は愛情です **SAVING FOR LOVE**

まとまったお金を大きくつくる

三井の貸付信託

万円単位・元金保証
年6.82%(5年もの予想配当)
5年で約1.4倍、10年で約2倍。

三井信託銀行本店
東京都中央区日本橋室町2丁目1の1
(三越となり) TEL.03(270)9511

総会の取消権、役員解任権、大蔵大臣による(法四十九条の十)を以て、現行法での税務当局からの監督規定は次のようにならなければならない。

七) 総会決議の取消及び役員解任(第四十九条の十) 一般の監督(第四十九条の十) 監督上の措置(第五十五条)

十六年の制定以来二十年を経過し、会員数一万五千を有する一大職業群を成し、わが国納税制度の発展向上に資して来た実績を踏まえ、大いに誇り得るべきである。

これら独占業務および付随業務とすることについては、一般に会計関係者に対する影響が甚大であるといわなければならない。

類の範囲の税務官公署へ提出することを直接の目的として作成する財務書類その他の書類は、それはあくまでも税務書類である。

この「基本要綱」によれば、会計業務の結果作成される財務書類も、税務官公署提出財務書類たる財務書類として一括しての独占業務となる理窟である。

これは、一般企業会計として発達してきた企業会計原則の普遍性を侮蔑するものといわなければならない。企業会計を税理士が独占業務とするにはできないのである。

かかる事項を独占業務および付随業務として明記することは、過日税理士会員の間に問題となつた税務監督問題に關連し、その不当性が指摘された事実にも離反すると思われる。

現行税理士法の第一条に「税理士は中正な立場において……」とあるが、納税者の代理人たる税理士であれば、納税者の権利を擁護するために官公署と対等の立場に立つ自由職業人として自由闊達にその主張を述べ、立場が、つねに税理士に保証されなければならない。

この「基本要綱」によれば、われわれの報酬規定が浮上してくるのである。現在の報酬は依頼者から報酬規定の範囲内で受取つたのである。これを全面的に否定したのである。

い資質が要請されている。そこで会員全体で連帯責任を負うべき損害保証の組織を必要とする。そして依頼者へ迷惑をかけるまいに努力し、世間の信頼を勝ちとることが望ましいと思ふ。

4、業務の拡大と整備

神 山 孝

「税理士法改正に関する基本要綱」の改正の「基本的考え方」における「業務の拡大と整備」の項において、「税理士は、ひろく国民および地方税に関する業務を行なつてを税理士の業務とするべき」と「これがために」対象税目(一)に限定列挙してあるが、これは包括的な規定に改めるべきである」としている。また、税理士は「事業開始の最初から訴訟の段階に至るまで一貫して代理機能を果たすことが望ましい」として、「(一)税理士業務を行なう」

過程で企業の会計業務を扱つて、その実態にあわせて会計業務を税理士の付随業務に加えることが適当である」と述べている。そして「これがために」(基本要綱)本論では、第3 税理士の業務と第4 業務の拡大と整備を定めて、その業務範囲を明確に記述している。これは、税務書類の範囲をあげ、付随業務として会計業務と税務訴訟をあげて、(一)会計業務(二)税務訴訟代理に分けて詳述している。

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

「基本要綱」では、これに關係する点を「基本的考え方」のなかの「4、業務の拡大と整備」の「5 権利義務の拡大と整備」で主張している。そして、「6、税理士業務の制限の徹底」のなかで「これら国民の権利義務に重大な影響を及ぼす」として、(一)税理士の代理権限(二)調査の通知(三)償還の請求(四)処分通知(五)書類の提出(六)閲覧、謄写および複製の請求

5、権利義務の拡大と整備

長 坂 利 正

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

6、税理士業務の制限の徹底

吉 本 与 一

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

「基本要綱」の「改正の「基本的考え方」」のなかのその個所で「現行税理士法は、業務のみ多くして権利義務の拡大と整備」の個所について感じるところを述べてみたい。

これで終りか!? 富士山開発。

いま検討中の「富士山保護条令」。施行されれば開発制限は必至。最も新しい別荘地「富士紅葉台」は、同時に最後の別荘地になるかも知れません。

価格=2,673,000円(330㎡)~ 5,166,150円(555.5㎡) 所在地=山梨県南都留郡鳴沢村字ジラゴン/8532(富士急河口湖駅より車で15分) ※有利なローンもあります。

■詳しくはお問合せください。 事業主 蝶理株式会社 東京レジャー産業部 ☎03(662)6611(代) 8/14より(665)2533(直) 大阪レジャー産業課 ☎06(264)2971~3(代) センチュリーウィラ現地案内所 ☎0555(85)287 販売受託 ◆住友信託銀行 ☎03(211)0661(代) ◆東急東横店 ☎03(462)4520~2(直) 富士観光開発株式会社 ☎03(463)2236(代)

富士紅葉台

センチュリーウィラ 蝶理高級別荘分譲地

一日のピリオド。黒丸……。

円熟の味わいと豊かな香りが、その日の終章を演出します。

世界のウイスキー サントリーオールド 1,900円



「第一税協」の広告は 一手代理店「ニチマ」へ

株式会社 ニチマ

東京都千代田区曙町三ノ六二五 東和ビル内 電話 (28) 五 四 六一



随筆 落日の丘

甲賀文伍郎

越後の上杉領生れの私が、川中島合戦の敵、甲斐の武田一族に...

織田信長の3,000丁の鉄砲の前に武田の騎兵団は亡びた。勝頼の滅亡は天正3年5月21日の長篠の戦いが原因である。

「山雲月を捲いて、夜白自ら修たり」と史書にある。武田勝頼取...

会費納入についてとくにお願ひ

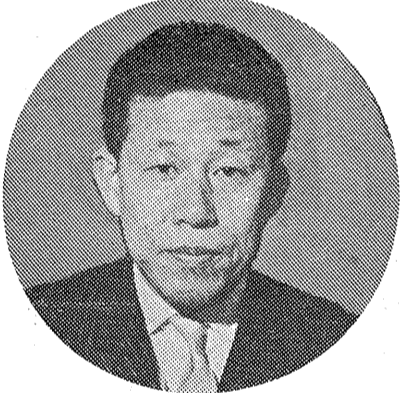
岡崎寿士

酷暑の初め、会員各位にはますます健康にわたらせられぬと...

六月六日の第四回定時総会におきかへて、会費を五千円に値上げすることを提案申し上げ、全員一致承認を...

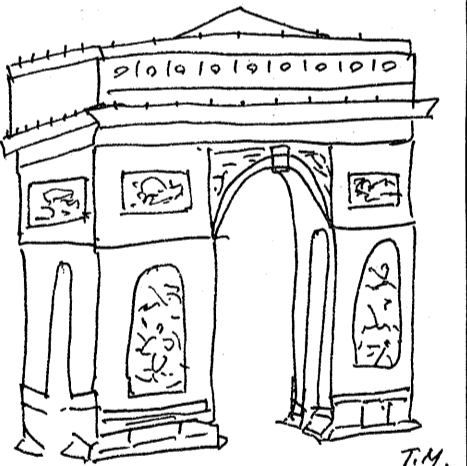
社長は語る 久田孝氏

「私の事業内容は、計算管理機、複写機、印刷機、製本機、事務用器、用品、計算尺、...



今年中には安がつかないかと思つて、トローホーの電卓は...

旧婚外国旅行の記 水野孝



水野孝氏画

結婚33年を迎え、いままでの罪滅し、息子一人も嫁ができて...

二、敗戦からGNP第三位まで 昭和十四年八月、八丈島に旅行した。現在は八丈町となつて...

火中の栗を拾うの愚 小池与市 これも俗界の務めなり...

代り検札はしょっちゅう来る。発車の合図もな、この駅とも云わぬ。...

当面する税理士会の課題

公認会計士の東京税理士会役員は語る

座談会

「無理が通れば道理引込み」昔からの諺にもあるとおり、公法を力によって反対し、それを押切るという行為が「一般に許されてよいもの」であらうか。必ずしもその反対が現れるものである。税理士会の一部執行部より、会のあるべき姿がゆがめられていることは誠に遺憾の極である。そこで本紙では、公認会計士の資格をもつ税理士会現役役員諸先生方に「出席願ひ、会の当面する諸問題についてご意見を伺うて頂けたら」とお願いした。なお紙面の関係で一部要約せざるを得なかったところをお詫び申し上げます。

はつめい

岡田 本日は公認会計士であり税理士会の現役員をしておられる諸先生方に出席願ひ、当面する税理士会の諸問題(商法改正、税理士法改正、「基本要綱」並びに臨議の反省等)についてお話しを伺いたいと思ひます。それではまず岡田会長にご挨拶をお願いします。

商法改正問題

岡田 それでは久保村先生商法改正問題についてお願いします。
久保村 商法改正の問題ですがこれは先日の東京税理士会の会報に「正副会長の座談会」というのがありまして、それに私ははつきり述べておりました。「商法改正問題で一部の人は、見送りになったことはわれわれの努力のおかげであり大きな成果であった」というようなことですが、そのときの模様は、私としては商法が見送りになったかたがた、何らそこで戦勝会のような考えを持つてはならず、これはただ問題の解決を見送ったというだけで、また次回においては会員の貴重な意見を、そして次にまた運動を起こすという、その繰り返しで、何れにもなる。それよりはやはり税理士の職域の確保とか、確立を前提にしたものはつきり取られたら、早期に臨議は妥協すべきものでないかというのを述べているわけです。

税理士法改正と「基本要綱」の問題

岡田 では税理士法改正問題と「基本要綱」について久保村先生のご意見を伺いたいと思ひます。
久保村 税理士法は税理士法が社会の中核機能であるかのような前提を自負しない限り考えられないという一部批判のある「基本要綱」を押し進めることは、甚だ困難ではないかと思ひます。たとえは税理士の試験制度においても、特別試験を廃止するということとは試験の公平という点ではそういう意見が出るでしょう。しかし実行の段階においては相当な

これが通らなかつたということが決まるときに私も力を落し、税理士会の理事をやめたいと思つてらう。しかし、そのためにかえって後任の理事の選出の問題で支部内が混乱しても困るというふうなことも考えて、思いとどまっております。
岡田 では倉田先生お願ひします。
倉田 河野先生と同様、理事会では、私も発言が極めて少ない。ごく常識論を出しても、す直にどつて呉れない。妙な勘ぐりや反りかたはたまりません。私には広報の場がありますし、そこで商法問題ですが、例の改正法案が押し流れたことに勝つたの負けたのと騒いでいることはおかしい話で、手前勝手でお粗末な感覚と思つております。ありていへば、昨今の国会の実情は、そんなことにかつらわつておられないほど深刻で、少しでもひかりのある提案事項は一切見送りにしたというのが真相のようです。
ところで商法改正がなぜ悪いのか、税理士会は主理由を二つほど掲げています。しかし、どうも論旨がごまかされておかし。例へば、監査などから強化しても粉飾決算は防げないし企業の厳正化は期待出来ない。つまり監査の強化は無意味で徒らに企業の経済負担を増すにすぎない、と云つています。
しかし、こんな非難論は、それなら二十年以上もつて税理士

士が代理手続をしてる申告書について、いまだに税理士を監視するような調査が行なわれ、課税面のクレームがあとを絶たない。税理士のみを責めるわけにはいけません。何やつてんだ、ということになれば、正に泥試合、こんな馬鹿げた論議はお話になりません。又、小規模事業には複式簿記は不要で、これの強制は企業圧迫だと論じておられます。
確かにリットのない記帳負担については軽減の工夫をすべきではあります。が、いよいよも職業会計人を自任する税理士なら、いかに小さな企業でも複式簿記を本筋とするのが当然で、これではまるでプロ感覚が逆です。
すなわち、今の税理士業の危機感というものは、大きいところは公認会計士に比べれば、小さいところは随分と奪われはしないか、ということではありますが、それはと云つて支離滅裂な論理のあなな主張は、かえつて職業孤児に追い込まれないかと心配するわけでは、とにか今の税理士会の方向は背けないというのが実感です。

安田 私は商法改正と税理士法改正問題とを総論的にみておいてその中から、各論としての基本要綱の妥当性について述べてみます。そこで商法と税理士法とをいふ職業立法は、常に二面性がある。したがつて絶対ということばで、絶対反対とか、絶対通すんだということが、より可能であるかどうかというのを私は常に反省も、いかにあるべきかというところで考えさせられているわけです。
昨年の春もはじめの頃ですが、例の税理士法改正問題について、

しかし税理士改正法案は、当分はだめだ、との意見が関係方面からよく聞かれるが税理士会の内部の一部においては当分はだめだとは考えていない。いまここで資金カンパをもち、税理士法改正に動いていままでも、経緯から今後の運動方針というものを集録して各議員ごとの厚いファイルに配りたりして、なお追加事項を出ればそのつぎ行つて差し込みを、強引に税理士法の改正に持っていくという考え方を支持しています。それは伊藤前首相が横山利秋議員の質問書に対して答弁書を出していますが、それだからと、この改正運動は止むのではなくてますます強化されるのではないかと思ひます。
総選挙等もあることだろう。そこへ強引に運動したとすれば、案外それは動かないとも限らない。ですから当分だめだとうとう関係方面の考え方は、案外実行の段階で行くのではないかと、公認会計士がどうのとかいふことは果たして通るか通らないかは別問題として、いすれにしてもある程度は立案をさせられるような段階に行くのではないかと、気がするわけです。
たとえば事前通知の完全実施とか、これは税理士法の三十四条ですか、あれを直せばどう行くん



ですが、そういう問題と税務署に対する納税者からの代理権の、ある程度の確立です。ところがここで自主権をよこせとか何をよこせと言つても、自主権をあれだけ弁護士が努力してようやく取つたところを、そこはあまりなからずからそれはさしつかしいです。それからそれはほんとうに必要な業務上の権限の改正は非常にけつこうな話と思ひます。
河野 税理士の自主権の確立だとかも非難が、久保村先生のお話のように、できることからやつていきたらいいという気持ちを持つておられます。(三頁へ続く)

ワンノックで800字! 芯が折れない



〈携帯に便利なミニサイズ〉

サクラクリエイティブ

●MS 0.5 mm 銀色(オールスチール製) ¥500

株式会社 サクラクレパス

ニッカのうまさを決めるのは 汚れを知らない北海道の自然



ニッカウヰスキー

ニッカウヰスキー株式会社

G&G

ゴールドニッカ 1,900円(760ml)

ダブルサイズ 3,500円(1,520ml)

会各会『基本要綱』反対を打出す!

日本税理士会連合会の税理士法改正に関する基本要綱に対する反対意見書(案) 日本公認会計士協会

日本税理士会連合会の「税理士法改正に関する基本要綱」に対しては、他の職業人の職域を侵害する不当な文書であるとして、わが第一税理士協議会も意見書を発表しているが、日本弁護士連合会や日本公認会計士協会においても同様の非を鳴らして意見書を発表している。なお、この両会は税理士会による税理士法改正運動に対し、それぞれ反対委員会を組織して共同態勢を組んでおり、本会も組織として加担している。いまでもなく「基本要綱」のような文書を発表する際は他団体の意向を十分に汲み上げた後に行なわれるべきであり、いわんやこの数年、自らの力を過信し、権益のみを主張して他団体の職域を侵害するに至っては言語同断といふべく、すべからざる悪評噴々たる「基本要綱」なるものはこの際、さきよく撤回して、税理士会内部の業務充実に専念することこそ税理士会執行部のべき道であらう。税理士会執行部の独善に対し、ここに四面楚歌の音が澎湃として起り、まさに税理士会の危機到来の感がある。われわれは同じ税理士として反論すべき資料としてここに敢て他団体の意見書を掲載し参考と供する。

本会は、日本税理士会連合会の税理士法改正に関する基本要綱(以下要綱と略称)に反対する。公認会計士業務に関連する主要点

第一点 公認会計士が税理士の資格を持つことは当然である。

第二点 公認会計士たる税理士の特別は廃止すべきでない。

第三点 会計業務は税理士の付随業務でない。

第四点 財務書類を税務書類に含めるべきでない。

△理 由▽

第一点 公認会計士が税理士の資格を持つことは当然である。

一、要綱に「公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廃止する。」(第一、四、一)とあるが、右意見に反対である。

二、公認会計士試験第三次試験において広範囲な税に関する試験が課され、高度な学識と能力が要求されている。公認会計士は、日常遂行している業務内容とそれに対する社会的評価からして、税理士業務を行なう最適切な資格である。むしろ、公認会計士の資格のままに税理士業務を行なえるように改正すべきである。

第二点 公認会計士たる税理士の特別は廃止すべきでない。

一、要綱に「通知公認会計士制度は現在社会に定着し、有益なる貢献を果たしている。」とあるが、右意見に反対である。

二、通知公認会計士制度は現在社会に定着し、有益なる貢献を果たしている。したがって、公認会計士の資格において、当然に税理士業務が行なわれる体制を確立しない限り、通知公認会計士制度の廃止を必要とする客観的事実は存在しない。

三、昭和三十一年税理士法が改正され、強制加入を前提とする特殊法人化が行なわれようとした時、当時社団法人であった日本公認会計士協会は公認会計士の資格のままに税理士業務を行なえるよう主張し、その強制加入に反対した。

その結果、税理士法第五十一条の二として公認会計士たる税理士の特別が制定された経緯がある。

四、この制度について、日本税理士会連合会は、公認会計士がごく稀に税理士業務を行なう場合に適用される便宜的特例であるとしている。

しかし、この見解は明らかに条文の解釈を誤っている。会計が持つ機能、多くの公認会計士によって税務が遂行されている事実の二点から考えれば、極めて偏同的な見解といわなければならない。

五、日本公認会計士協会は昭和四十一年に特殊法人化され、会員の自主規制が従来より一層強化された。

昭和四十五年にいたる税理士法第五十一条の二による通知公認会計士に対し通知公認会計士会を設立させて、逐次自主的規制を行ない成果を挙げている。

第三点 会計業務は税理士の付随業務でない。

一、要綱に「税理士が税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ財務書類を作成し、財務に関する相談に応じ、その他財務に関する事務を行なうことができる。」(第三、三、(1))とあるが、右意見に反対である。

二、税理士は租税に関する事務を行なう専門家であって、税目によつては業務を遂行するに足る会計的知識が必要であり、また会計実践も伴うが、それは弁護士が事案の判断に会計思考を用い、不動産鑑定士が鑑定に資産評価基準として会計思考を援用する(第三、二、(2))とあるが、

「第四十五回ビジネスショー開催にちなんで、ビジネスシヨ事務局は、現在ビジネスシヨの事務機器に対する意欲を知るため、アンケート調査を実施、結果がこのほまとまと

アンケートは関西のあらゆる産業界にわたって第一線のビジネススマン三千人に対し、文書で回答を依頼したもので、三〇〇三位複写機、四位手帳機、五位

通の回答を得た。アンケートの内容は①現在ビジネススマンにとって必要な事務機器は何か。②十年後には、どの機器が普及すると思われるか。③調査の結果は次の通り。

①一位計算機、二位筆記具、三位複写機、四位手帳機、五位ファイリング用品、六位文具、七位タフライタ、八位テープレコーダ、九位電話、十位コンピュータとなり、比較的位置VTRの順で現在必要とする事務機器は全く姿を消すこととなっている。

税理士先生はいかがですか

身近な事務機器が上位を占めているが、②では一位端末機も、これに次いで仕事の手順も変わらなければならない。

税界人の知識

申告書等(税務書類)の添付書類または参考書類と考えるべきで、税務書類に含めるべきでない。

税務書類は税務官公署へ提出することを本来の目的として作成される書類(税務申告書等)のみに範囲を限定すべきである。

三、要綱のいうごとく、財務書類を税務書類であるとするは、財務書類の作成は税理士固有の業務に属し、税理士以外のものが財務書類の作成を業とすることを禁止することになる。要綱の主張は、公認会計士制度を無視し、わが国の会計制度を破壊する暴論といわなければならない。

士の特別(通知公認会計士制度)を廃止する。」(第九、三)とあるが、右意見に反対である。

二、通知公認会計士制度は現在社会に定着し、有益なる貢献を果たしている。したがって、公認会計士の資格において、当然に税理士業務が行なわれる体制を確立しない限り、通知公認会計士制度の廃止を必要とする客観的事実は存在しない。

三、昭和三十一年税理士法が改正され、強制加入を前提とする特殊法人化が行なわれようとした時、当時社団法人であった日本公認会計士協会は公認会計士の資格のままに税理士業務を行なえるよう主張し、その強制加入に反対した。

その結果、税理士法第五十一条の二として公認会計士たる税理士の特別が制定された経緯がある。

四、この制度について、日本税理士会連合会は、公認会計士がごく稀に税理士業務を行なう場合に適用される便宜的特例であるとしている。

しかし、この見解は明らかに条文の解釈を誤っている。会計が持つ機能、多くの公認会計士によって税務が遂行されている事実の二点から考えれば、極めて偏同的な見解といわなければならない。

五、日本公認会計士協会は昭和四十一年に特殊法人化され、会員の自主規制が従来より一層強化された。

昭和四十五年にいたる税理士法第五十一条の二による通知公認会計士に対し通知公認会計士会を設立させて、逐次自主的規制を行ない成果を挙げている。

第三点 会計業務は税理士の付随業務でない。

一、要綱に「税理士が税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ財務書類を作成し、財務に関する相談に応じ、その他財務に関する事務を行なうことができる。」(第三、三、(1))とあるが、右意見に反対である。

二、税理士は租税に関する事務を行なう専門家であって、税目によつては業務を遂行するに足る会計的知識が必要であり、また会計実践も伴うが、それは弁護士が事案の判断に会計思考を用い、不動産鑑定士が鑑定に資産評価基準として会計思考を援用する(第三、二、(2))とあるが、

「第四十五回ビジネスショー開催にちなんで、ビジネスシヨ事務局は、現在ビジネスシヨの事務機器に対する意欲を知るため、アンケート調査を実施、結果がこのほまとまと

アンケートは関西のあらゆる産業界にわたって第一線のビジネススマン三千人に対し、文書で回答を依頼したもので、三〇〇三位複写機、四位手帳機、五位

通の回答を得た。アンケートの内容は①現在ビジネススマンにとって必要な事務機器は何か。②十年後には、どの機器が普及すると思われるか。③調査の結果は次の通り。

①一位計算機、二位筆記具、三位複写機、四位手帳機、五位ファイリング用品、六位文具、七位タフライタ、八位テープレコーダ、九位電話、十位コンピュータとなり、比較的位置VTRの順で現在必要とする事務機器は全く姿を消すこととなっている。

税理士先生はいかがですか

身近な事務機器が上位を占めているが、②では一位端末機も、これに次いで仕事の手順も変わらなければならない。

税界人の知識

申告書等(税務書類)の添付書類または参考書類と考えるべきで、税務書類に含めるべきでない。

税務書類は税務官公署へ提出することを本来の目的として作成される書類(税務申告書等)のみに範囲を限定すべきである。

三、要綱のいうごとく、財務書類を税務書類であるとするは、財務書類の作成は税理士固有の業務に属し、税理士以外のものが財務書類の作成を業とすることを禁止することになる。要綱の主張は、公認会計士制度を無視し、わが国の会計制度を破壊する暴論といわなければならない。

新製品紹介

サンヨー電子式ポータブル計算機

電卓も小型化すると同時に価格も安く精度もよくなつて先般サンヨーの一万円教乗除算・べき計算混合計算機のミニ電卓が売出し、人気が呼んでいますが、われわれ職業会計人では六桁というのはいかにも桁数が少ない。手堅く使えてもやはり八桁は必要である。

今般サンヨーより新発売した、パソナルユースのサンヨー電子式ポータブル計算機、公認会計士試験にも使用が可能な八桁、小数は完全浮動及び指定の切替方式で、負

数はマイナスマップ付。演算内容は四則、連乗、連除、定数乗除算、べき計算混合計算ができるオールマイティで演算素子はLSIワンチップで演算源は単乾電池四本、寸法は五三×一三三×一八七(ミリ)、重量は二・七KGで、価格は二万九千八百円、九月二十五日より新発売。

携帯用に最適で、税理士、公認会計士試験にも使用が可能な八桁、小数は完全浮動及び指定の切替方式で、負

事務機器の意識調査

ファイリング用品、六位文具、七位タフライタ、八位テープレコーダ、九位電話、十位コンピュータとなり、比較的位置VTRの順で現在必要とする事務機器は全く姿を消すこととなっている。

税理士先生はいかがですか

身近な事務機器が上位を占めているが、②では一位端末機も、これに次いで仕事の手順も変わらなければならない。

税界人の知識

申告書等(税務書類)の添付書類または参考書類と考えるべきで、税務書類に含めるべきでない。

税務書類は税務官公署へ提出することを本来の目的として作成される書類(税務申告書等)のみに範囲を限定すべきである。

三、要綱のいうごとく、財務書類を税務書類であるとするは、財務書類の作成は税理士固有の業務に属し、税理士以外のものが財務書類の作成を業とすることを禁止することになる。要綱の主張は、公認会計士制度を無視し、わが国の会計制度を破壊する暴論といわなければならない。

タケダのだし

風味とコク!

おいしいだしが簡単に作れる。新しいタイプの調味料「タケダのだし」。天然の材料と各種調味料の持ち味がバランスよくまとめられ、どんなお料理にもよくなじみ、ゆたかな風味と深みのあるコクに仕上げます。サラサラした顆粒状なので、溶けやすく、サジ加減も思いのまま、手軽に使えて経済的です。

●和風料理に(赤のパッケージ) **かつお風味**

●洋風料理に(茶のパッケージ) **ビーフ風味**

●中華風料理に(橙のパッケージ) **チキン風味**

かつお風味・ビーフ風味とも 80g袋入り-120円 100g瓶入り-170円
チキン風味 80g袋入り-140円 100g瓶入り-190円

大和

日本古来の建築美を現代に活かしました

新しい住まいのタイプです。ひとつのスペースユニットだけでも、一戸建ての住まいに、茶室・隠居部屋・別荘などに、また5種類のスペースユニットを組み合わせれば近代数寄屋づくりの住まいにもなります。

大和ハウス工業株式会社

本社 〒550 大阪市西区阿波座中通1-40
東京支社 〒103 東京都中央区日本橋通1-6
大阪支社 〒03(274)0311 大代表

士 理 税 の 歌 楚 面 四

日本税理士会連合会の税理士法改正に関する 基本要綱に対する反対意見書 日本弁護士連合会

本会は、日本税理士会連合会の税理士法改正に関する基本要綱(以下要綱と略称)中、弁護士業務に關連する点について、本反対意見を提出する。

第一点、税理士には税務訴訟代理の権限を付与すべきでない。

一、右要綱には「税理士は、租税に關する訴訟について、訴訟代理人となることができる旨規定する。」(第三條)とあるが、右改正意見については反対である。

二、要綱では、「訴訟」、「訴訟代理人」ということを簡単に考へておられるから、まず、第一に、訴訟とは何かを考へてみなければならぬ。

三、要綱では、「訴訟」、「訴訟代理人」ということを簡単に考へておられるから、まず、第一に、訴訟とは何かを考へてみなければならぬ。

四、右要綱にいうところの「租税に關する訴訟」が何を意味するかについては必ずしも明確でないが、一般に租税に關する訴訟は、税務官の職務に關する訴訟、税務官の職務の不正決定などの取消を求め、行政訴訟、②処分または裁決の存否またはその効力の有無の確認を求め、無効確認訴訟、③徴収手続をめぐる訴訟、④租税刑罰事件にまでおよぶ広い概念であり、その手続進行には、実体法、手続法一般の法律解釈に高度の理解を要するものである。

五、以上述べたところから、訴訟代理をなす資格を有する弁護士には、歴史的にも高度の学識経験が要求されており、わが国では、弁護士に資格を有する裁判官・検察官と同一の国家試験を課し、かつ司法研修所における二年間の修習を要する制度を採用しているのが、また弁護士より裁判官・検察官の任命も予定されているのである。

かかると司法制度の下において、弁護士以外の者に訴訟代理権を認めるが如きは、わが国の司法制度の基礎を破壊するものといわなければならない。

したがって、税理士の業務は、

争訟は關係のない単純な事務に限定され、国民の権利保護の立場から、法律運用の妙を發揮する裁判所における訴訟行為の如き、司法の領域における重要な業務とは本質的に異なるものである。

すなわち、行政は徹底的な手続による画一的裁量行為であるのに、司法は、厳格なる手続による個別的法律判断をなすものであるからである。

四、右要綱にいうところの「租税に關する訴訟」が何を意味するかについては必ずしも明確でないが、一般に租税に關する訴訟は、税務官の職務に關する訴訟、税務官の職務の不正決定などの取消を求め、行政訴訟、②処分または裁決の存否またはその効力の有無の確認を求め、無効確認訴訟、③徴収手続をめぐる訴訟、④租税刑罰事件にまでおよぶ広い概念であり、その手続進行には、実体法、手続法一般の法律解釈に高度の理解を要するものである。

五、以上述べたところから、訴訟代理をなす資格を有する弁護士には、歴史的にも高度の学識経験が要求されており、わが国では、弁護士に資格を有する裁判官・検察官と同一の国家試験を課し、かつ司法研修所における二年間の修習を要する制度を採用しているのが、また弁護士より裁判官・検察官の任命も予定されているのである。

かかると司法制度の下において、弁護士以外の者に訴訟代理権を認めるが如きは、わが国の司法制度の基礎を破壊するものといわなければならない。

したがって、税理士の業務は、

したがって、税理士の業務は、

一切の訴訟代理を認めないのが原則とされており、民事訴訟法第七十九條にも「弁護士に非ざれば訴訟代理人たることを得ず」と規定されているのである。

三、このことは、税務会計の關係についても同様のことであり、弁護士は、その前提資格たる司法試験において、その必須科目として商法を課せられており、商法の計算規定および株式会社の貸借対照表および損益計算書に關する規則に精通していることはいままでなく、また実務の實際においても会社の検査役(商法第一八一條)、取締役・監査役の職務代行者(同第七〇條、第八〇條)整理委員・管理人(同第三九一條、第三九八條、清算人(同第四三〇條)、破産管財人(破産法第一四條)、和議管財人(和議法第二七條)、更生管財人(会社更生法第九四條)など税務および経理關係

の職務を行なう者として裁判所において、弁護士が選任されている事實は、もって弁護士に税務および会計の知識があり、信頼して任せ得ると認められているからである。

二、右の点は、弁護士が当然に税理士の事務を行なうことができることとした弁護士法第三條第一項の改正を面して行なうものであり、右意見は到底容認できない。

一、右要綱には「税理士の資格は、税理士法立法の本旨にも照らし、税理士試験に合格した者にだけ付与することとし、弁護士および公認会計士に無条件で税理士となる資格を与えている現行制度は廢止する。」(第四條)とあり、その理由として、弁護士は会計の学識と実務に精通していること、必ずしもいえないことを挙げている。

二、右の点は、弁護士が当然に税理士の事務を行なうことができることとした弁護士法第三條第一項の改正を面して行なうものであり、右意見は到底容認できない。

したがって、税理士の業務は、

三、この点を實際的にみても、税理士会は、現行法の地位その他からして、自主団体として未成熟な団体であり、この点については右要綱も自認するところである。それ故にこそ、右要綱第八條(税理士の懲戒と税理士の自主性の尊重)の懲戒と税理士の自主性の尊重の必要が改正意見が提案されているのである。

二、現行税理士法第五十一條によれば、「弁護士は所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより税理士業務を行なうことができる」となっている。

この点は、税理士業務を行なうとする弁護士に対し、税理士会への入会を強制するものであり、反対である。

三、この点を實際的にみても、税理士会は、現行法の地位その他からして、自主団体として未成熟な団体であり、この点については右要綱も自認するところである。それ故にこそ、右要綱第八條(税理士の懲戒と税理士の自主性の尊重)の懲戒と税理士の自主性の尊重の必要が改正意見が提案されているのである。

二、現行税理士法第五十一條によれば、「弁護士は所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより税理士業務を行なうことができる」となっている。

この点は、税理士業務を行なうとする弁護士に対し、税理士会への入会を強制するものであり、反対である。

したがって、税理士の業務は、

三、この点を實際的にみても、税理士会は、現行法の地位その他からして、自主団体として未成熟な団体であり、この点については右要綱も自認するところである。それ故にこそ、右要綱第八條(税理士の懲戒と税理士の自主性の尊重)の懲戒と税理士の自主性の尊重の必要が改正意見が提案されているのである。

二、現行税理士法第五十一條によれば、「弁護士は所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより税理士業務を行なうことができる」となっている。

この点は、税理士業務を行なうとする弁護士に対し、税理士会への入会を強制するものであり、反対である。

三、この点を實際的にみても、税理士会は、現行法の地位その他からして、自主団体として未成熟な団体であり、この点については右要綱も自認するところである。それ故にこそ、右要綱第八條(税理士の懲戒と税理士の自主性の尊重)の懲戒と税理士の自主性の尊重の必要が改正意見が提案されているのである。

二、現行税理士法第五十一條によれば、「弁護士は所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより税理士業務を行なうことができる」となっている。

この点は、税理士業務を行なうとする弁護士に対し、税理士会への入会を強制するものであり、反対である。

したがって、税理士の業務は、

寄稿 質問検査権 長田邦福

近時質問検査権に関する議論が盛んであり、ために因循しが「税務調査の法的知識」なるものを公表し、基本的見解を明らかにしたことは周知のとおりであります。この質問検査権の規定は、弱き者納税者にとって、何とも悲しい規定であり、それだけでなく恐れられているところへ、強固な調査と変更の任意調査を受けた経験の所有者は少なくないと思われまふ。いままらごんな議論をしてみたところ所詮、ご諦めの叶も出ようというものです。といつて我等税理士、不勉強も許されません。一口に論議といつても、その性格、行使者、対象、範囲方法等々多面に問題があるようですが、法人税法のそれにつ

| 調査対象 | 所 在 | 所 域 | 轄 内 | 所 域 | 轄 外 |
|--------------------|------------------|------------------------|-----------------|-----------|-----------------|
| 所轄区域内に納税地のある法人の事業所 | 法人税調査の要第153条 | 他署(局)より受託調査第154条→第155条 | 他署(局)へ委託調査第155条 | 文面調査第154条 | 他署(局)へ委託調査第155条 |
| 同上法人の取引先の事業所 | 文面調査第154条 | | | | |
| 所轄区域内に納税地のない法人の事業所 | 他署(局)より受託調査第155条 | | | | |
| 同上法人の取引先の事業所 | 他署(局)より受託調査第155条 | | | | |

「第一税協」の広告は一手代理店「ニチマ」へ

株式会社 ニチマ

東京都千代田区三崎町3の6の15東和ビル内
電話 (265) 5 4 6 1 番

三和膳写版

輪転・平版・用品

電子式卓上計算機

ミノルタ・オムロン・カシオ等

電子複写機

ミノルタ製品各種

ジアゾ複写機

ミノルタ等

英文・和文・タイプライタ

タイプライタ各型各種

スチール製品

デスク・椅子・ロッカー・金庫・書庫等

職業会計人の諸先生方には特別価格にいたします

三和商工株式会社 東京都千代田区外神田5丁目1番5号
千番号101・電話(834) 2481代表(831) 4912

★税理士会の
正常化をはかる
★中小企業をよごす
右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和47年11月15日 (水曜日) 第15号

発行所
第一税理士協議会
東京会
東京都中央区日本橋江戸橋3-1-5
郵便番号 103 朝日ビル
電話 (271) 8759
発行人 岡崎寿士 (1部 50円)
編集人 岡田一馬 (年極500円)

目次
第一頁…主流、「基本要綱」に対する第一税理士意見書全文
第二頁…税務相談室
第三頁…国税不服審判所裁決事例
第四頁…誌上討論、社長は語る

日税連の税理士法改正に関する基本要綱に対する第二税理士協議会の反対意見書確定

正副会長会で会倍加運動も決議

はじめに

日本税理士会連合会(以下日税連)は、「税理士法改正に関する基本要綱」(以下基本要綱)を起草し、それにより税理士法改正を推進しようとしており、各方面に大きな影響を及ぼさんとしている。税理士会の正常化に努力している第一税理士協議会東京会は委員会を設置して「基本要綱」を検討した。

税理士法も時代の進展に即した改正が必要であることは申すまでもないことである。それは税理士会内部の検討は勿論対外的影響も考慮し、関係諸団体をはじめ広く一般識者の意見も充分取り入れて作成すべきである。今回の改正案は利害関係の最も深い日本公認会計士協会と弁護士会に対し事前に何等の話し合いもなかったことは誠に遺憾である。

第一税理士協議会の当道する主たる目標は「税理士会の正常化」と「二局複数会制の実現」をはかることにある。また、日本公認会計士協会の「通知公認会計士法」も畢竟するところその目的は本会と同一であって、ただその執行までの過程での組織的姿勢が異なるだけである。



赤天狗小僧

要綱の第1、2、3の条は「税理士の資格」に関するものであり、これは税理士法改正の最も重要な部分である。この部分については、第一税理士協議会が反対意見を述べた。また、要綱の第4、5の条は「税理士の業務」に関するものであり、これもまた重要な部分である。この部分についても、第一税理士協議会が反対意見を述べた。

主流

税理士法改正の目的は、税理士会の正常化と二局複数会制の実現にある。これは、税理士会の発展と中小企業の健全な発展に不可欠である。したがって、税理士法改正には、これらの目的を達成するための適切な措置を講ずることが必要である。

第一税理士協議会 倍加運動の展開

第一税理士協議会では、税理士法改正の反対運動を展開している。これは、税理士会の正常化と二局複数会制の実現を目的としたものである。具体的には、税理士会への働きかけや、関係諸団体との連携などを行っている。

税理士法改正の反対意見書

税理士法改正の反対意見書は、税理士法改正の目的や内容について、第一税理士協議会の立場を明確に示している。また、改正案の具体的な問題点や、改善すべき点についても詳しく述べられている。

税理士法改正の賛成意見書

税理士法改正の賛成意見書は、税理士法改正の必要性やメリットについて述べている。また、改正案の具体的な内容や、実施方法についても詳しく述べられている。

税理士法改正の今後の展望

税理士法改正の今後の展望は、税理士会の正常化と二局複数会制の実現にある。これは、税理士会の発展と中小企業の健全な発展に不可欠である。したがって、税理士法改正には、これらの目的を達成するための適切な措置を講ずることが必要である。

税務相談室

仮払金で処理した役員賞与

【質問】

某会社で勤定残高に役員に対する仮払金がある。その内容を調査したところ、分業の従業員に対する賞与支払時に、役員に對しても従業員と同じ割合の賞与の支出を行っており、同社は、この数年赤字続きで利益処分による役員賞与等が支払えないため、仮払金として処理したものであるという説明を受けた。役員には仮払金相当額を賞与とした場合の源泉徴収税を控除した額を支払い、同額は税務署に一般従業員分と一括して納付している。私が同社を調査したものは法定監査に基づく監査人としてであり、

仮払金で処理した役員賞与の扱いは、報酬の範囲内であれば、報酬は毎月必ずしも平均していなければならないというわけではないので、商法上は役員賞与も報酬の一種として、利益処分ではなく、費用として支出できると解する。金銭債権を担保する引当金を十分計上しているから、税務面でも自発的に調整を行なうことは方々ないと思ふ。

仮払金が二名以上の役員に對して計上されている場合は、個々に残高確認を求め、きき取り、一覽表の形式で二名の残高確認書に連記し、該役員全員の署名捺印を得ておくこともよいであらう。もしもそのような確認がとれない場合は、仮払金の実在性を否定され、除外事項の資産として残されることになり、その金額が重要な影響を財務諸表に及ぼしているのならば、不適正なる総合意見も述べなければならぬことになり、

次に税法の取扱いですが、仮払金の計上額は税額相当額を含めた金額であり、賞与を支給したことにはならないので、源泉徴収税を納付したは誤りということになり、事実上会社が誤りである旨を自ら申し出ない限り、税務署の方から返してくれるはずもありません。

事実が賞与金でなく、賞与である場合には、法人税確定申告の際、仮払金を自己否認(減算)し、同時に

本欄は、「税法に関する実務上の疑義解答欄」であり、法人税、所得税、相続税、資産税等における疑問につき実務的な解答を掲載していくものです。問題の質によっては関係省庁の保官、学識者にも解答して頂く予定です。また、「質問」募集に際しては、本欄は無料相談であり、今後とも税務上の疑問に答え、税法に関し幅広いカウンセリングに努めて行きますので、引き続きご質問(四百字以内)をお寄せください。紙上の匿名は自由ですが、応募の際は住所・氏名・職業を明記願います。

(1) 監査上この仮払金についてどのような監査手続が必要であるか。また、監査意見としてはどのような態度で望むべきか。

(2) 税法上このような会社の会計処理はいかに取扱われべきか。

【回答】
第一に問題となるのは、この仮払金について、

役員賞与は使用人兼務役員の使用人としての賞与を除いて、利益処分によらなければならないと一般に考えられておられますが、その旨の直接的な規定は商法にはありません。役員報酬については、定款に定めるか、または株主総会の決議によってその額を定めなければならないとされていますが、

仮払金すなわち資産であれば、会社は万一の場合に返済を求めることができるとは、さらに性格が貸付金に相当するものであれば、利息を付ければならぬという問題も生じます。

法定監査人としては、会社が金銭債権として資産に計上してある金額を、それが返還されない見込であるから否認するということはいかなる場合にも、法人税確定申告の際、仮払金を自己否認(減算)し、同

電卓海外コボレ話

英国のビルディング・デザイン社は最近まで土木工事計算や構造計算等に用いられていたコンピュータを時間割りして計算にはPCコンクリートのコンクリートの性質や圧力から、完成したビルの損失計算まで行なう。そして低いコストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。

そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。

そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。

そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。

世界人の知識

そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。そして低コストで高度な結果を得なければならぬ計算需要がもたらした。

受取配当金の計上時期

【質問】
関係会社よりの株式配当金の受入れを、実際の支払時の配当確定日より一年後に受入れ記載いたしました。このような処理をした場合、「受取配当金の益金算入」を適用することができましょか「期間損益の特例」と併せて説明して下さい。

【回答】
内国法人の各事業年度の所得の金額は別段の定めのある場合を除き、益金の額から損金の額を控除した金額とされております。(法三三三)

【質問】
関係会社よりの株式配当金の受入れを、実際の支払時の配当確定日より一年後に受入れ記載いたしました。このような処理をした場合、「受取配当金の益金算入」を適用することができましょか「期間損益の特例」と併せて説明して下さい。

【回答】
内国法人の各事業年度の所得の金額は別段の定めのある場合を除き、益金の額から損金の額を控除した金額とされております。(法三三三)

新製品紹介

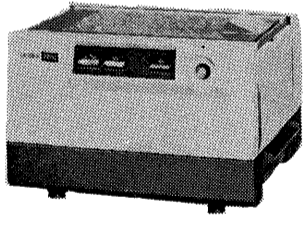
ゼロックス新型
四機種発表
代表機二二〇〇

同機種の特長は、現在世界で販売されているP.C.のなかで最も小さく、今後のゼロックスグループの花形と目されている。富士ゼロックスが独自に開発し、輸出の可能性も十分ある。詳細仕様は次の通り。

販売方法 シングル・ネット
価格体系 シングル・ネット

1 制
価格(年契約)
機械維持料金(ヶ月当り)
一万四千円
コピー料金(紙消費品を含む用紙を除く) 十円
最低コピー料金(ヶ月当り) 五十円

なお、同機は、①P.C.で初めてのクイック・スタート、必要なときにコピーをとれる。②B4サイズのB0

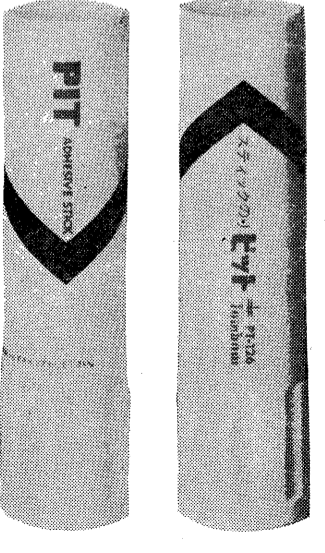


手を汚さずにはれる スティック(のり)

ピット

オフィス

国産第1号 ¥100



トロボ鉛筆

税務事務にピッタリ!

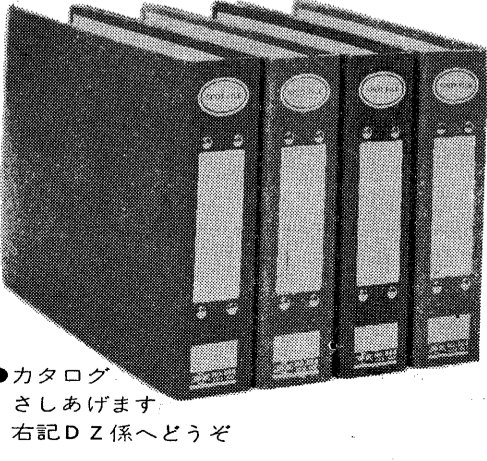
伝票用から一般文書用まで
サイズの種類が豊富な

キングスポットファイル

特長
■スピーディーにファイル
■美しいカラーの表紙
■表紙の色と背ラベルで用途別・期間別などの分類がカンタンにできます。

●カタログ
さしあげます
右記D Z係へどうぞ

株式会社 キングジム
本社 千101東京都千代田区東神田 2-10-18
支店・出張所 大阪・名古屋・福岡・広島 仙台



(二頁より続く)

取配当金の益金不算の摘要を受け
ることができないかを尋ねている
のであると推察いたします。
まず、前者の配当金の計上時期
についての考え方につき、諸説に
ついて調べてみる次のような意
見があります。

上することが認められている(昭
四三番四一九審審(法)八)
しかし、いわゆる現金主義により
入金があった時に計上することに
ついては確認は受けれないこと
えられる(沼田、明里、武田編著
会社税務解説)。

等々の通知があった日に収益に計上
する等合理的な基準で、収益に計
上することとして、期間損益にか
かる計算基準の届出書を提出し、
国税局長の承認を受けられたう
えその収益計上基準によって益金不
算額の計算をした場合は認めら
れます(東京国税局審理課編、法
人税務問答集)。

法人税基本通達案解説。
配当確定の日以外の計上も認めら
れると断言しているのに反し、(四)
は全くその可能性のないことを明
言しています。
しかし多数説は、合理的な基準
にしたがえばよしとしており、か
つ、「期間損益の特例」の対象事
項として認めているので、貴社の受取配
当が営業外収益に該当している場
合は「期間損益の特例」の届出を
提出することにより、必ずしも株
主総会の決議の日でないことは
認められているようです。

ありませぬので、断言はできませ
んが、合理的な基準に該当するこ
とは疑点があるように思われます
しかし支払が確定日より一年遅
れたかの理由について当局によ
く説明して了解を得ることが肝要
であると思えます。
また、「期間損益の特例」との
関係では「特例」の適用が
おこなわれると認められているか否か
は、規定の上では明言してありま
せんので、調査時の提出も可能で
あると思えます。

規定として「その記載がなかった
ことについて止むを得ない事情が
あるときは」その記載がなかった
金額につき適用を認めるとの規定
がされておりますが、この辺も具
体的な適用をめぐって難しい議論
の余地が大いにあると思つてしま
う。原則的に考えて、記載のない
場合とは不申告の場合とは異なる
とされているから、問題の解決は
前段の、株主総会決議日以外の日
の計上を認められることと表裏一
体の関係にあると思いたすので、
あくまでも前段の問題を解決する
ことが先決問題ということができ
ます(大沼長清)。

国税不服審判所 裁決事例

高圧線線下地評価の処分

高圧線が架設されている線下
地の相対税にかかる財産評価につ
き、原処分の評価を相当とした事
件(昭四三年相統税、昭四六・一
二・二一裁決)

電力株式会社の高圧架空電線、以
下「高圧線」という。が架設さ
れている線下部分の土地(以下
「線下地」という。)について、
相統税評価基準による更地価格の
二〇〇を減額した価格を基礎とし

線下地の価額に影響を及ぼす度合
はきわめて少ないものと認められ
るから、請求人等が主張する五〇
のの評価減はとうてい容認できな
い。

しかしながら、地役権等の設定
がないとしても、高圧線下地であ
ることに基づいて、ある程度地価に
影響があることは否定できないの
で、原処分としては、一般的な
借地権割合である四〇ののに相
当する二〇をもつて地価に及ぼ
す影響と認め、相統税評価基準
による当該更地価格の二〇〇相当
額を減額した価格を基礎として線
下地を評価したものである。

また、線下地のうち、鉄塔敷地
については、請求人等の主張とお
り、相統税評価基準による当該更
地価格の五〇〇相当額を減額した
価格を基礎として評価し、さらに
線下部分以外の土地については、
自用、貸家建付地等その利用状
況に応じて区分し、それぞれ相統
税評価基準により適正に評価して
いるから原処分は正当であり、請
求人等の主張は理由がない。

本件の争点は、相統税の財産評
価において、高圧線が架設されて
いる線下地を、更地価格に対して
どの程度減額して評価すべきか、
すなわち、更地としての効用が線
下地であることによりどの程度妨
げられるかという点にある。
この効用の低減率の算定にあつ
ては、当該土地の立地条件、高
圧線の種類、売買実例、精通者の
意見、土地収用裁決例、電力会社
の補償割合等の事情を考慮して適
正に見積るべきものであり、当庁
がこれらの点につき、本件各証拠
資料に基づいて審理した結果は次
のとおりである。

この規定により建造物の築造制
限が加えられる部分を実測する
と、高圧線の垂直投影幅が六
メートルあることから、これに両側三
メートルを加えた計二メートルの積
地を加えた計二メートルの積地
すなわち、五二・二メートル
五二・二メートル(現況宅地)に
つてはそれぞれ四二・二〇
メートル(二六・一六坪)、同二
四・一〇メートル(同二四・一
の田地)についてはそれぞれ、そ
のうち四〇・九五メートル(二二
・二八坪)の土地が築造制限区
域(線下地)に該当するが、こ
れは、原処分が線下地を実測
した面積と一致する。さらに、
この区域について本件高圧線が
地上二・六メートルあることか
ら、これより三メートル減算した地
上二・三メートル以内が建造物の許容空
間となる。

このような建造物の築造制限
による土地の効用低減率を算定
する場合、この地区は(1)の①で
述べた如く、中小工場としての
通常の建造物の築造が妨げられ
るか否かが評価上の問題点とな
るわけであり、この観点からす
れば、中小工場の建造物として
は地上二・三メートルの許容空間があ
れば、築造上何らの妨げはない
ものと認められるから、本件線
下地にかかる建造物築造制限か
らうける効用低減率もほとんど
考慮する必要がないと判断され
る。

電力会社が支払う地役権の価
額について
電力会社が線下地に地役権を
設定した場合、その対価として
地主に支払う額について調査し
たところ、一七万ポルト以上の
線下地については更地価格のお
おむね以内、また、一七万ポ
ルト未満の線下地については更
地価格のおおむね一・六以内の
価格を基礎とした額が支払われ
ている。

以上本件土地の立地条件、高圧
線の種類及び建造物に対する築造
制限の内容、近傍地帯の売買実例
精通者の意見、土地収用裁決例、
電力会社が支払う地役権の価額等
を総合判断すると、原処分が採
用した二〇〇の低減率は請求人等
にとつては不利なものであるとい
えず、したがって、相統
税評価基準による更地価格の二〇
〇相当額を減額した価格を基礎と
して、本件線下地を評価した原処
分は相当であり、請求人等が主張
する五〇〇という大幅な減額を要
する理由は認められないといわざ
るを得ない。なお、その他原処分
が実施した線下地の測量にあや
まりはなく、また線下地のうち鉄
塔敷地については請求人等が主張
する五〇〇の低減率を適用して評
価するとともに、線下以外の土地
については、自用、貸家建付地等
その利用状況に応じて区分し、適
正に評価した原処分は正当である

高圧線が架設されている線下
地の相対税にかかる財産評価にあ
たり、原処分が採用した更地価格
に対する低減率は、その立地条件、
高圧線の種類および建造物に対す
る築造制限の内容、近傍地帯の売
買実例、精通者の意見、土地収用
裁決例、電力会社が支払う地役権
の価額等を総合判断すると、請求
人等にとつては不利なもので
あるといえず、相統税評価基
準による更地価格をその低減率に
よる減額した価格を基礎として、
本件線下地を評価した原処分は相
当である。

電力株式会社の高圧架空電線、以
下「高圧線」という。が架設さ
れている線下部分の土地(以下
「線下地」という。)について、
相統税評価基準による更地価格の
二〇〇を減額した価格を基礎とし

線下地の価額に影響を及ぼす度合
はきわめて少ないものと認められ
るから、請求人等が主張する五〇
のの評価減はとうてい容認できな
い。

しかしながら、地役権等の設定
がないとしても、高圧線下地であ
ることに基づいて、ある程度地価に
影響があることは否定できないの
で、原処分としては、一般的な
借地権割合である四〇ののに相
当する二〇をもつて地価に及ぼ
す影響と認め、相統税評価基準
による当該更地価格の二〇〇相当
額を減額した価格を基礎として線
下地を評価したものである。

また、線下地のうち、鉄塔敷地
については、請求人等の主張とお
り、相統税評価基準による当該更
地価格の五〇〇相当額を減額した
価格を基礎として評価し、さらに
線下部分以外の土地については、
自用、貸家建付地等その利用状
況に応じて区分し、それぞれ相統
税評価基準により適正に評価して
いるから原処分は正当であり、請
求人等の主張は理由がない。

本件の争点は、相統税の財産評
価において、高圧線が架設されて
いる線下地を、更地価格に対して
どの程度減額して評価すべきか、
すなわち、更地としての効用が線
下地であることによりどの程度妨
げられるかという点にある。
この効用の低減率の算定にあつ
ては、当該土地の立地条件、高
圧線の種類、売買実例、精通者の
意見、土地収用裁決例、電力会社
の補償割合等の事情を考慮して適
正に見積るべきものであり、当庁
がこれらの点につき、本件各証拠
資料に基づいて審理した結果は次
のとおりである。

この規定により建造物の築造制
限が加えられる部分を実測する
と、高圧線の垂直投影幅が六
メートルあることから、これに両側三
メートルを加えた計二メートルの積
地を加えた計二メートルの積地
すなわち、五二・二メートル
五二・二メートル(現況宅地)に
つてはそれぞれ四二・二〇
メートル(二六・一六坪)、同二
四・一〇メートル(同二四・一
の田地)についてはそれぞれ、そ
のうち四〇・九五メートル(二二
・二八坪)の土地が築造制限区
域(線下地)に該当するが、こ
れは、原処分が線下地を実測
した面積と一致する。さらに、
この区域について本件高圧線が
地上二・六メートルあることか
ら、これより三メートル減算した地
上二・三メートル以内が建造物の許容空
間となる。

このような建造物の築造制限
による土地の効用低減率を算定
する場合、この地区は(1)の①で
述べた如く、中小工場としての
通常の建造物の築造が妨げられ
るか否かが評価上の問題点とな
るわけであり、この観点からす
れば、中小工場の建造物として
は地上二・三メートルの許容空間があ
れば、築造上何らの妨げはない
ものと認められるから、本件線
下地にかかる建造物築造制限か
らうける効用低減率もほとんど
考慮する必要がないと判断され
る。

電力会社が支払う地役権の価
額について
電力会社が線下地に地役権を
設定した場合、その対価として
地主に支払う額について調査し
たところ、一七万ポルト以上の
線下地については更地価格のお
おむね以内、また、一七万ポ
ルト未満の線下地については更
地価格のおおむね一・六以内の
価格を基礎とした額が支払われ
ている。

以上本件土地の立地条件、高圧
線の種類及び建造物に対する築造
制限の内容、近傍地帯の売買実例
精通者の意見、土地収用裁決例、
電力会社が支払う地役権の価額等
を総合判断すると、原処分が採
用した二〇〇の低減率は請求人等
にとつては不利なものであるとい
えず、したがって、相統
税評価基準による更地価格の二〇
〇相当額を減額した価格を基礎と
して、本件線下地を評価した原処
分は相当であり、請求人等が主張
する五〇〇という大幅な減額を要
する理由は認められないといわざ
るを得ない。なお、その他原処分
が実施した線下地の測量にあや
まりはなく、また線下地のうち鉄
塔敷地については請求人等が主張
する五〇〇の低減率を適用して評
価するとともに、線下以外の土地
については、自用、貸家建付地等
その利用状況に応じて区分し、適
正に評価した原処分は正当である

「第一税協」の広告は
一手代理店「ニチマ」へ
株式会社 ニチマ
東京都千代田区三崎町3の6の15東和ビル内
電話 (265) 5461番

リヒトNo.3001 情報処理システムをリードする

＜手動式＞
シュレッダー
＜軽く細断＞ ¥35,000
ほとんど力を入れずにカンタンに4~5枚の書類を細断します。

＜安全確実＞
パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

＜経費節減＞
この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台ずつ備えられても費用はわずかです。

| | |
|--------|---------------|
| 細断巾 | 3mm |
| 投入巾 | 210mm |
| 瞬間細断能力 | サラ紙4枚位 |
| サイズ | 250×340×665mm |
| 重量 | 18kg |

リヒト産業株式会社
本社 〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地
TEL 942-2361
東京支店 〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6
TEL 862-6911
各支店 札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

税務相談室

退職金を打ち切り支給している会社の 個人事業当時の在職期間を継続通算している会社の 退職金を打ち切り支給する問題

【質問】私どものA社は十三年前に個人事業を組織替えした同族会社で、その従業員中には個人事業当時から継続して勤務している者もあり、それ等の者については個人事業当時の勤務年数を通算して退職金を計算し、その全額を会社が負担することになっています。

ところが最近保険会社の勧奨による退職給付規程を改正して適格退職年金制度へ全面的に移行することになりました。この場合、昭和三十五年以前の期間(個人事業の期間)に該当する退職金については契約条件不備のため、年金契約に含めることができないこととなるので、上記の期間中の退職金を打ち切り支給することになりました。その内容は次の通りです。

- (1)個人事業の期間は九年である。
- (2)個人事業当時引き続き勤務している者は十八名で、そのなかには後に会社の取締役として就任した者が二名いる。
- (3)打ち切り支給する金額の計算は「年金契約時の基本給」に「退職給付規程に定める、勤続年数に対応する支給率」を乗じて計算する。

複写機の需要は、ここ数年急速な伸長をみせ、電卓につく事務機器として、今年もまた新機種が多く登場した。そのなかでよく、PPC(乾式電子複写機)の伸長は、いままでPPC複写機や静電複写機にはみられなかったもので、あと数年のうちに、これによってかわられるのではないかと懸念されている。

複写機の購入に際して

しかし、複写機全般の価格低下から、PPCが静電式、静電式がPPC式の価格となり、それぞれユーザー層を食い合はれている。一八年度の生産台数は、約二十六万四千台で昨年同

期に比べ三四割増、金額は三百五十四億円で二割増である。とにかく、電卓だけでなく、複写機も価格引き下げはやむを得ないことであるが、ただ複写機の場合は、電卓のような互立

は機械そのものの性質からいって避けられよう。このような点に加え複写機で今年絶対に対応されないことになり、カラー複写機がある。日立製作所が六月に発表し来

迎えている。このような現状より、比較的よく利用している職業会計人と、複写機は性能、価格ともに過去過渡期にあるので必要以上の買い急ぎは避けるべきではないかと思われる。

春は売り出す準備をすすめているが、同社についてセロックスも九月、同社フエビでかりの発表をしていて、すでにPPCだけでなくカラーコピーの時代を迎えている。

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

税界人の知識

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

た。S銀行からの借入は千八百万円あり、本年になってS銀行の申し立てによりこれを競売に付したところ、丁度千八百万円で落札されました。ところが、その後S銀行から連絡があり、最近の土地の値上りを反映して二千五百万円で本物件の買手が別にいるので、そ

【回答】先づ、競売で貴方の宅地を処分換価し弁済した場合、現状

【質問】私は三年前倒産したY向族会社の社長をしており、その当時、同社の資金調達のため昭和二十五年に五拾万円で購入した自己所有の宅地をS銀行に担保として抵当権を設定してあり、その後同社が不渡りを出して倒産し整理をしたところ、一般債権者とは話し合いがついてS銀行関係を除いて清算が終りました。

新製品紹介

マイクローフィルム機器

三機種

最近、情報処理、会計処理、M社が開発したマイクローフィルムが注目されているが、利この方式はフロッピーディスク用等技術の進歩により従来からのインテグレーションの方法のロールフィルムに加え、検として注目されているプリンターも、マイクローフィルムやカートリッジ化して使用されるケースが多く、さらにCOMの端末機器としてリーダプリンターが急速に普及してきている。

新発売の三機種は、米國三住友スリーエムKK東京都港区赤坂七の二



Pentel 世界のはてまで...



●世界126カ国の人々に愛用されています—

黒・赤・青・緑・茶・橙・黄 — ¥50

ペンてる EnerGel

ペンてる株式会社

12倍保障

災害の時には

安心の保険

大樹

コンピュータアドバイス

三井生命

〒100東京都千代田区大手町1-2-3

(二頁より続き)
千八百円をS銀行に返済したと
きは、所得税法第六十四条一項の
規定によつて保証債務を履行する
ために資産を譲渡し、その履行に
対しても貴方が求償権を行使する
ことは不能であると思われる。
したがつて所得税法第九十一条十
号の規定によつて課税されないと思
われます。

国税不服審判所 裁決事例

逆合併は租税回避行為である

いわゆる逆合併を租税回避行為
であるとした原処分を相当とした
事件(昭四一・一〇・一四二・
九・三〇事業年度、昭四七・二・
二二裁決)
《裁決の要旨》
本件合併については、合併の諸
事情を総合勘案すると、実体を有
する黒字会社を被合併会社とし、
赤字会社である請求人を合併会社
とする合併契約による合併形式
は、税負担の回避を意図した不
合理的なものであると断定せざるを得ない。その表見的形式にかかわらず、契約上の合併会社である請求人を被合併会社、実体を有する黒字会社を合併会社とする合併行為であると認めらるるが、相当である。

(ロ)のいずれか少ない金額をさ
したる場合、計算される当該各種
所得の金額を控除した残額
右の(イ)の(ロ)を質問に於て
はめてみますと、貴方は外に所
得がありませんので、
(イ)は 取崩費5%
2,500円 - 125円
(ロ)は 取崩費5%
2,500円 - 125円
(イ)は 2,375円
(ロ)は 2,375円
以上の計算からこの規定
による課税されない金額は五百六
拾五円となります。

越しに規定する繰越欠損金五、
九一四、一四九円を損金に算入し
て法人税の確定申告書提出した
ところ、原処分はこれを否認し
て法人税の更正処分をおよぼす中
に告知算額の賦課決定処分をした。
しかしながら、この処分の起因
となつた本件合併行為は、次のと
おり適法なものであると認められ、
原処分は不当であるからその取消
しを求め。
(1) 法人税法においては、法人間
の合併を商法等の規定に従つて
行なつた場合は、すべて法人計
算が認められていて、本件合
併についても旧B鉄工の資本
構成の改善を目的としたもので
あり、合併行為によつてその目
的を達成したものである。
(2) 小規模の欠損会社が大規模
の利益をあげている会社を吸収
合併した後、商号を変更する等
の合併(以下「逆合併」とい
う。)についても、事実上放任
され法人計算が容認されている
ことは国税庁の公表した文獻等
によつても明らかである。
(3) 合併法人は、合併により有利
な事業を導入し、収益をあげる
ることになつたのであるから、
事業収益によつて繰越欠損金を
控除しても法人税を不当に減少
させることにはならない。
(4) 資本関係の系列会社間におい
て合併が行なわれることは非常
に多く、この場合欠損会社の方
に吸収合併することは一般的に

は三百四拾五円となり、その
結果、千五百円に他売却し
ますと税金百四拾五円、銀行
弁済千八百円を控除し、手許
に三百五拾八円が残り、手許
の計算にすると、
このように計算しますと、競売
して保証債務の履行をするよりも
他に売却した方が税金を考慮して
も有利となります。(松木正輝)

うる当該会社を合併会社とし
比較的多額な所得をあげている
旧B鉄工を被合併会社として
対等合併し合併会社の事業目的
および本店所在地等の登記事項
を旧B鉄工と同じに変更登記
する不合理な合併を行な
つたものである。
(2) もともと、本件合併行為は、請
求人(旧A証券)の法人税法第
五七条に規定する欠損金五、九一
四、一四九円を繰越控除するこ
とも、被合併会社の役員に対
する退職金を損金控除して法人
税の回避を目的としたものであ
り、不合理なものである。
したがつて、合併によつて形
式上消滅した旧B鉄工は、合
併の前後を通じて、同一の経営
者、従業員および機械設備等に
よつて引き続き企業経営がなさ
れられている。
ハ、いわゆる職能会社を合併当
事会社の一方とする合併であつ
ても、その合併の目的が、たと
えば額面五〇〇〇円の株式を五〇
〇〇〇円に増資するためか、当
該職能会社に経済価値のある商
号または表現を譲渡するにない無形
の資産等がある場合には、その
実情によりその職能会社を合併
会社とすることが合理的と認め
られる場合もあるが、本件
の合併については、かかる事
実は認められない。
(3) 請求人の主張している諸点に
ついては、それぞれ次に掲げ
る理由により、とうていこれを
容認することはできない。
イ、請求人は、本件合併の目的
は合併前の資本金額が二、〇
〇〇、〇〇〇円であった旧B鉄
工の資本構成の改善(増加)
にあつたと主張しているが、そ
うであれば本件合併の自然の姿
として旧B鉄工が合併会社と
なるのが筋合いのものである。
また、合併時の旧A証券のみに

「第一税協」の広告は
一手代理店「ニチマ」へ
株式会社 ニチマ
東京都千代田区三崎町3の15東和ビル内
電話 (265) 5461番

ファイルの常識を変えたパンチつき
ファイルひとつにまとめて
フェル パンチファイル PAT.P
情報書類の整理はナカバヤシの
フェルパンチファイルで一挙に
解決いたします。
《パンチファイルの特長》
●穴をあける、とじる(パンチ+ファイル) それぞ
れの機能を1冊にまとめたワンタッチのファイル。
●簡単に操作——ただあけて、しめるだけです。
●パンチ力は、新聞紙で5枚までは容易です。
●パンチくずは、くず収容器にたまり、一括して処
理できます。
●従来のパンチで穴をあけてもファイルできます。
——同時発売・姉妹品ファイル——
新しい素材——発泡ポリプロピレンの表紙です
新しい素材——発泡ポリプロピレンの表紙です
ナカバヤシ株式会社
東京・大阪・名古屋・福岡
横浜・札幌・仙台・広島

★税理士会の

正常化をはかる

★中小企業をようごする

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

昭和48年2月15日 (木曜日) 第18号

発行所
第一税理士協議会
東京会

東京都中央区日本橋3-12-2
郵便番号 103 朝日ビル
電話 (271) 8759
発行人 岡崎寿士 (1部 50円)
編集人 岡田一馬 (年極500円)

| | |
|-----|----------|
| 目次 | ニュース、主流 |
| 第一頁 | 座談会、一局複数 |
| 第二頁 | 座談会、税理士の |
| 第三頁 | 座談会、協議会の |
| 第四頁 | 座談会、協議会の |

日税連の商法改正再燃 性懲りもなく今年も決起大会

一月四日付日本経済新聞は「粉飾」追放、商法改正、監査制度強化」という大見出しで「法務省は株式会社における監査制度の強化を目的とした商法の一部改正案を立案審議が終了する四月に国会に提出する方針である。これは企業内における粉飾決算を防止するために監査役の権限を強化するものである」と報じているが、政界財界を問わずその様相を示しはじめている。わが税理士業界もまた、いろいろの意味をめぐり、相当の激動を覚悟しなければならぬ。

一月四日付「税理士」紙上によれば、商法問題が再燃、粉飾決算大会の開催として二月十一日に砂防会館で大々的に反対運動を展開することを決定したと報じている。また、税理士法改正問題についても衆参両院の大蔵委員調査室と懇談して報告している。これを通じ、税理士会執行部は本年もまた依然として従来の方向を改めず、一路既定方針を邁進するものらしい。

わが第一税理士協議会として、これらの問題に如何に対処するか、また五月中にはいよいよ

を強めることをねらうとしているが、しかし四十六年のあと、昨年にも提出される予定であったが、監査制度強化のうち、会計監査を公認会計士または監査法人が行なうとしていることに対して、税理士会が「公認会計士の職域を広く、税理士の職域を狭くするもの」として強く反発、国会提出は見送られたと報じている。

一見中正の報道のなかに商法改正を望む世論の動向を感知することができているが、日税連では一月十六日に正副会長会を開き、三月の商法改正反対運動を展開することを決定したという。その動きの一環として、一月七日に商法改正委員が、二月七日には正副会長ほか若手幹部が、国会に阻止のための陳情を行なっている。そして二月十一日には昨年同様砂防会館において「改悪商法粉飾国民総決起大会」なるものを開いた。昨年も、いやしくも「正」と名のつくものが録音・テープ・デモ隊を組織するのは行きすぎたとの批判があつたが懲りもせず大会騒ぎを再燃させている。一説には本日は日税連の税理士法改正であつて、それを有利に導くため商法改正に反対しているという声もある。

税理士からの反対の声

CPA協を襲撃 日税連の固陋な見解

一月十六日、日税連側の「税理士法改正に関する基本要綱」についての説明をしたという申し入れに公認会計士協会は応じ、同協会において両者の懇談が催されたことである。出席者は、日本公認会計士協会、尾形修治、川北博、山上二夫副会長、岸本勝次常務理事、菊池事務局長、日税連：川口清、北川孝副会長、品川一登専務理事、原田幹雄常務理事、棚橋事務局長であった。日税連側はまず「基本要綱」を作成するに至った経緯からその概略を説明し、次に公認会計士協会の関心事項を挙げての次の四点、すなわち

- 第一点：会計業務は税理士の専門業務ではない。
- 第二点：財務書類を税務書類に含めるべきでない。
- 第三点：公認会計士が税理士の資格を持つことは当然である。
- 第四点：公認会計士たる税理士の特例（通知公認会計士制度）は廃止すべきでない。

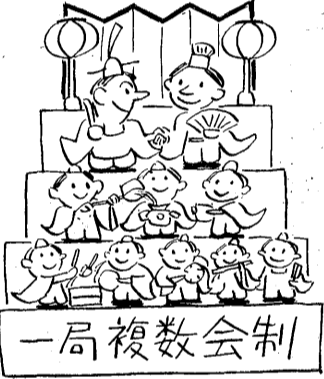
について逐一反論したが、「基本要綱」の域を出ておらず、同じ理屈を繰り返しては通さないという態度が、公認会計士協会の立場を窺はせ、日税連のほうでも会計業務を税理士の付随業務だとしているのかもしれない。それはあくまでも税理士業務の便宜の範囲のものであつて、あたかも税理士の専門業務と誤解されるような表現をすべきでない。第二点では財務書類は目的を特定して作成する

立派な人を！

東京税理士会 役員選挙には 新年会を兼ね協賛会の理事・支部長会

一月十日、新年会を兼ね、第一税理士協議会の理事・支部長会議が開かれた。千正副会長の司会によりはじまり、新年を迎えて第一税理士協議会の抱える前途多難な諸問題を一つ一つ打破しようとの力強い岡崎会長の挨拶があつた。

新年会を兼ねているので、酒精が入るにつれ各出席者から第一税理士協議会の発展を熱望する意見が活発に出た。話題は期せずして東京税理士会の役員選挙の件に及び、この際、いろいろの宣伝に左右されない立派な意見を有する人を選び多数東京税理士会の役員に選出しようとした。また、第一税理士協議会の方針をもっと強く打ち出すべきだとの意見もあつた。熱気を帯びた空気が会場に八時以降まで満ちていた。



巴満な運営を 赤天狗小僧

一九七三年は激動の年であるといわれているが、政界財界を問わずその様相を示しはじめている。わが税理士業界もまた、いろいろの意味をめぐり、相当の激動を覚悟しなければならぬ。

税理士法改正問題や商法監査制度改正の問題を含めて税理士会が如何に動きはじめるか、去る一月一日付「税理士」紙上によれば、商法問題が再燃、粉飾決算大会の開催として二月十一日に砂防会館で大々的に反対運動を展開することを決定したと報じている。また、税理士法改正問題についても衆参両院の大蔵委員調査室と懇談して報告している。これを通じ、税理士会執行部は本年もまた依然として従来の方向を改めず、一路既定方針を邁進するものらしい。

わが第一税理士協議会として、これらの問題に如何に対処するか、また五月中にはいよいよ

主流

東京税理士会の役員選挙にあたって

既に定まっておりますが、あくまでも現任の税理士会執行部と対立する形に進むことは一応やむを得ないところであるとするならば、従来の運動の欠ける点を検討し、また不十分な点を改めて、万全の方策を樹立する必要があります。

これが第一、早急な第一税理士協議会の理事会を開いてその具体策を検討しなければならぬと思つて、問題の税理士会役員選挙

既定に定まっておりますが、あくまでも現任の税理士会執行部と対立する形に進むことは一応やむを得ないところであるとするならば、従来の運動の欠ける点を検討し、また不十分な点を改めて、万全の方策を樹立する必要があります。

これが第一、早急な第一税理士協議会の理事会を開いてその具体策を検討しなければならぬと思つて、問題の税理士会役員選挙


から、むしろ公認会計士の資格のままで税理士業務を行なうようになつてはならないことになると、これまた非常に税務に限定されて、そういうものが作られるかの如き誤解を生ずるおそれがある。第三点では本来公認会計士と弁護士が税理士業務を行なう最適担当者である

一月十日、新年会を兼ね、第一税理士協議会の理事・支部長会議が開かれた。千正副会長の司会によりはじまり、新年を迎えて第一税理士協議会の抱える前途多難な諸問題を一つ一つ打破しようとの力強い岡崎会長の挨拶があつた。

新年会を兼ねているので、酒精が入るにつれ各出席者から第一税理士協議会の発展を熱望する意見が活発に出た。話題は期せずして東京税理士会の役員選挙の件に及び、この際、いろいろの宣伝に左右されない立派な意見を有する人を選び多数東京税理士会の役員に選出しようとした。また、第一税理士協議会の方針をもっと強く打ち出すべきだとの意見もあつた。熱気を帯びた空気が会場に八時以降まで満ちていた。

緑と水と太陽の新別荘地

三島 パサディナタウン



近い！
利用価値が多い！

附属施設／キャッスル・パサディナ（レストラン、ショッピング、談話室、CATVスタジオ、管理フロント）体育館、葦山街道、公園、中央河原公園、アスレチックコース、熱帯果樹園温室、コンベンションホール、フィールドアーチェリー、テニスコート、プール

所在地 静岡県田方郡函南町上沢字石原960番地の1他

面積 620,000平方メートル(予定)

目 山・林・原野

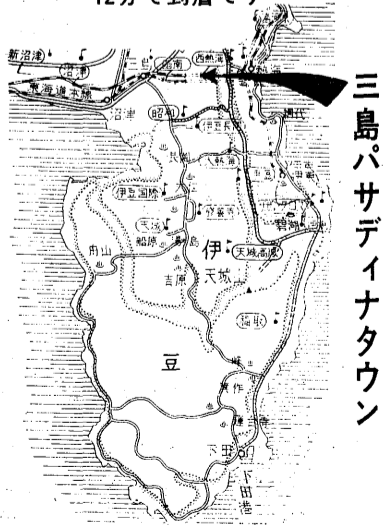
区画 1400区画以上 (1区画 260m²~600m²)

価格 m²当り 15,000円~24,000円

建ぺい率 無指定 7割

主要施設 主幹道路アスファルト舗装(6.5m)、支線道路アスファルト舗装(6.0~4.0m)、電気、街路灯、上下水道、消火栓、浄化施設、防災ダム

東京駅から65分で三島着、三島から12分で到着です



三島パサディナタウン

大都リッチランド(株)パサディナ事業本部

本社／東京都新宿区西新宿7-9-17 ☎東京(03)369-1111(大代表)
 パサディナ事業本部／☎東京(03)361-0188(直通)
 三島支店・ショールーム／静岡県三島市一番町15 ☎三島(0559)71-2687(代表)
 パサディナタウン管理事務所／☎(0559)78-4345

商法改正は税理士の職域侵害となるか

松木正輝

税理士は商法監査制度改正に反対する主な理由として、公認会計士を商法における会計監査人とすることは税理士の職域を不当に侵害するから反対だとしている。なぜ会計監査人制度が不当に侵害されるかというと、商法改正案では利害関係人排除の規定が設けられていないので、公認会計士が被監査会社において監査業務と税理士業務を同時に行なうことが可能となり、税理士本来の職域が侵害されることになるというのである。このような税理士の見解は監査本来の独立性をどう考へるか、又職業専門家としての職業倫理をどうとらえるかの点について誤解があると思われる。

今年も商法改正が話題となり、すでに二月二十一日税理士会、反対派大会を開催して強引にこの法案をつぶし、本命である税理士法改正を有利に導こうと躍起になっている現在、商法改正反対の主な理由である職域侵害論が正しかどうかを検討することも必要であると思う。

先ず監査において利害関係者を監査人から排除するということを経理士の職域問題と関連づけてあるが、これは明らかに間違いである。このことは監査を独立不偏の第三者である監査人が実施し、事実の認定、処理の判断及び意見

の表明を行なうに当って、常に公正不偏の態度を保持するといふ、いわゆる独立性の基礎をまもらせ、又監査の厳正を保持し社会的に疑いをもたせないためであるのである。税理士業務はもとより納税者本人にかかわって行なうもので仕事をするときは、本人の立場である。したがって第三者の立場で行なう監査業務とは同一の会社であるか、あるいは相いれないものというべきである。監査は監査人としての適格性をもったもの、すなわち専門的能力と実務経験を有し、かつ被監査会社に著しい利害関係を有しないものでなければならぬ。もし監査人としての資格がないものが監査を行なうとするとその監査は無効である以上、たまたまは法令以前の問題であり、法令はこれを用いて法制化しているにすぎない。又、公認会計士法、監査証明省令において監査人の利害関係排除は定められており、法令に定めなくても職業専門家である協会と法律保持とを考慮することも可能である。

このように監査における利害関係者排除の問題は、監査人の独立性保持のためのものであって、税理士の職域問題とは直接かかわりあはない。しかし、先にも述べたように商法監査でも被監査会社と同時に監査と税務を実施すること

日本製品「安かろう、悪かろう」といった時代は違か昔のころで、今日では先進国においても、カメラ、ピアノ、事務機等精密製品は日本製品がNo.1と定評がある。

しかしこの優秀な製品を生み出した影には、メーカー相互間の競争による設備近代化、合理化、生産技術の練磨に加え、マーケティングリサーチとデザイナーと機能の開発がなされている。また、これら製品の販売のためにはあらゆる促進運動が展開されているが、殊に宣伝に関する努力は大変なものである。

われわれ職業会計人は、よくに事務用機械には関心が強いが、この知名度は何によって受け入れられたのであろうか。紹介がマスコミか、あるいは試用か、何れにせよ今日のブランドは製品価値に大きく反映していることと事実だ。

よく顧問先のメーカーから、製品と広告宣伝とは、切っても切れない関係にあるが、一体企業は一年間いくら位の広告宣伝費を支出しているのか。「日経ビジネス」の日本企業の広告宣伝費総額に記載された大手企業のリストから、事務機、事務用品関係企業をのりてみた。

率は三菱鉛筆

| 順位 | 企業名 | 46年度 広告費 百万円 | 46年度 売上高 百万円 | 対売上 高比率 (%) | 43年度 広告費 百万円 | 指数 (43年度 =100) |
|-----|--------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 98 | リコ | 1,134 | 67,562 | 1.7 | 708 | 160.2 |
| 143 | 三菱鉛筆 | 676 | 10,870 | 6.2 | 358 | 188.8 |
| 142 | コク | 642 | 34,516 | 1.9 | - | - |
| 165 | パイロット | 565 | 11,730 | 4.8 | 844 | 66.9 |
| 205 | 任天堂 | 388 | 6,254 | 6.2 | 332 | 116.9 |
| 210 | 岡村製作所 | 379 | 22,526 | 1.7 | 214 | 177.1 |
| 224 | 内田洋行 | 341 | 26,128 | 1.3 | 236 | 144.5 |
| 228 | カシオ計算機 | 322 | 12,320 | 2.6 | - | - |
| 274 | ニチバ | 231 | 11,065 | 2.1 | 225 | 102.7 |
| 281 | セーラー | 221 | 3,601 | 6.1 | 385 | 57.4 |

これによると最高支出額はリコの一億三千九百万円、あとはほとんど億の一ケタ台。流通費支出の過大負担が日本の産業特長といわれているかどうか。

リヒトNo.3001 情報処理システムをリードする

手動式 シュレッダー
軽く細断 ¥35,000

ほとんど力を入れずにカンタンに4~5枚の書類を細断します。

安全確実
パーソナルタイプです。あなたのデスクサイドに固定され、ご自身の手で細断して頂くのが安全確実です。

経費節減
この機械は全額経費として落せますので各部、各課に一台ずつ備えられても費用はわずかです。

| | |
|--------|---------------|
| 細断巾 | 3mm |
| 投入巾 | 210mm |
| 瞬間細断能力 | ザラ紙4枚位 |
| サイズ | 250×340×665mm |
| 重量 | 18kg |

リヒト産業株式会社
本社 〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地 TEL 942-2361
東京支店 〒103 東京都中央区日本橋浜町1-6-6 TEL 862-6911
各支店 札幌・仙台・名古屋・広島・福岡

株式会社 監査等に関する特例法案

第一 ①資本の額が五億円以上の株式会社は、計算書類について会計監査人の監査を受けなければならない。(第三条関係)

②取締役の会計監査人に対する計算書類の提出義務、会計監査人の監査報告書作成義務、会計監査人の監査報告書の記載事項等について所要の規程を設ける。(第一二条、第一九条関係)

第二 ①会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ。

②次の各号に掲げる者は、会計監査人となることができない。
(イ) 会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役又は使用人(ロ) 業務の停止の処分を受けその停止の期間を経過しない者(ハ) イ、ロに掲げる者が社員

第五 ①会計監査人は、その任務を怠ったときは、会社に対し連帯して損害賠償の責任を負う。
②会計監査人は、重要な事項について監査報告書に虚偽の記載をしたときは、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。ただし、職務を行なうにつき注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではない。

③前二項の場合において、取締役又は監査役も損害賠償の責任を負うときは、会計監査人並びにその取締役及び監査役は、連帯債務者とする。(第九条、第二二条、第二五条関係)

④取締役は、定時株主総会の会日の五週間前計算書類を、三週間前その附属明細書を監査役に提出し、監査役は、計算書類を受

領した日から四週間以内に取り締めの職務を怠らなかつたことを証明したときは、会社に対し連帯して損害賠償の責任を負う。(第三三条関係)

③会社と取締役との間の訴訟については、取締役又は株主総会が代表する。(第一四条関係)

④その他監査報告書の記載事項を法定しない等所要の措置を講ずる。(第二五条)

第七 所要の罰則を定める(第二八条、第三二条関係)

第八 この法律の施行の日は、次のとおりとする。
①会計監査人に関する規定(付則関係)

(イ) 証券取引法の適用を受ける会社(昭和四十九年一月一日(ロ)その他の会社(ハを除く)昭和五十年一月一日(ニ)銀行信託会社、保険会社及び保証事業会社(昭和五十二年一月一日)②中小会社の特例(昭和四十九年一月一日)

の職域が侵害されるという意味を考へてみると、今迄監査対象にならなかつた会社が商法改正によって、監査が実施され、仮に税理士業務も同時に行なわれてよいとする、今会社に関与している税理士を会社と契約解除させ監査役がこれを兼ねて行なうことになる。こういうことがプロフェッションとして職業倫理上、円満に業務を遂行している他の税理士に対して行なわれる可能性があることと本気で税理士会が考へているのだろうかとか、自分をもって他を律することになる。この問題は、もつと現在の税理士相互の信頼及び税理士業界全体の職業倫理としてとらえ、職業専門家としての規律の問題として考究する必要がある。

ついでながら会計監査人の対象となる大会社に關与している税理士の数及びその影響は、きわめて少ないと判断しているが、この点税理士会は明らかにしてもらいたい。要するに税理士会は、相違なくかすまないことをあげつらつて世間をまわし、社会の進歩に逆

職業会計人の書類封印にぜひ利用を—
漏洩防止シール

昨年四月起つた外務省秘字をつかひ職業会計人には同密文書漏洩事件以来、官庁や企業で文書の管理と保管の問題がクローズアップされてい、このほど発売された機、特長は、①封筒などに密漏洩防止シールは特殊な材、貼られたシールをはがそうと接着剤から成つていて、封筒、シールの接合剤によりシールに貼つたシールをはがそうと、特殊なシールによりシールが小間切れにちぎれる。②印刷特性がすぐれていて、どんな人が開封しようとした事が一目でわかることとなつてい、③耐久性は半永久的、また耐熱温度は約一七〇度C、蒸気は約一〇〇度Cまで耐えられる。

このシールもシュレッダーと同様情報化時代に適したもので、同様に会社の機密となる数度にまで耐えられる。

株式会社 内田洋行
東京都中央区新川2-4
TEL 03(553)3111

Gマークに輝く高級デスク
ウチダEDファニチャー
●デスク(片袖・両袖・L型) / チェア(6種) / ラック他

税務相談室

設例

| | |
|------------|-------|
| 退職給与引当金の繰入 | 200万円 |
| 繰入限度額 | 700万円 |
| 会社繰入額 | 500万円 |
| 繰入限度超過額 | 500万円 |

別表四

| 区分 | 金額 | 債権 | 債務 | 社外流出 |
|---------|-----------|----|-----------|------|
| 退職給与引当金 | 5,000,000 | | 5,000,000 | |
| 繰入超過額 | | | | |

別表五

| 区分 | 金額 | 当期中の増減 | 当期利益 | 当期損失 | 当期増減 |
|---------|-----------|--------|------|------|------|
| 退職給与引当金 | 5,000,000 | | | | |
| 繰入超過額 | | | | | |

貸借対照表の表示
(貸方) 引当金 7,000,000円
(貸方) 退職給与引当金 7,000,000円

2. 従業員の退職に際して、退職金として4,000,000円支給

| | |
|-----------|------------|
| 退職給与引当金 | 4,000,000円 |
| 退職金 | 4,000,000円 |
| 退職給与引当金戻入 | 4,000,000円 |
| 退職給与引当金 | 4,000,000円 |

退職給与引当金の取崩し

【質問】「法人税基本通達」一五二一六(繰入限度超過額の取崩し)に「法人が、退職引当金勘定の金額につき、令第一〇七条第一項(退職給与引当金勘定の金額の取崩し)の規定により取り崩すべき金額を超過して取り崩した場合には、当該退職給与引当金勘定の金額のうち繰入限度超過額があるため、その超過部分の取り崩し額のうち、繰入限度超過額に達するまでの金額を確定申告書において損金の額に算入したときは、これを認め」とありますが、この取崩しは、

1. 使用人が退職した場合
2. 役員退職給与引当金として貸借対照表負債の部に表示されている場合

のみに適用されるもので、当該引当金の勘定科目、役員が退職した時期、役員が退職した際の退職給与引当金の取崩し額、貸借対照表負債の部に役員退職給与引当金を表示し、退職給与引当金と表示され、なおその一部を取り崩す場合は、適用はなされず、第一号および第二号以外の理由で任意に引当金を取り崩すに過ぎず、繰入限度超過額に達するまでの金額を確定申告書(別表四)において減算すべき金額とすべきは、これを認めるとは、

【回答】本問は、次の諸点について検討の必要があると用います

1. 法人税法施行令第一〇七条第一項第七号の規定に該当する取崩しになるかどうか
2. 同条第一項第七号に「退職給与引当金の金額を第一号(使用人の退職に伴う退職金の補てん)および第二号(期末未支給額)の五〇〇を算するに至った場合の取崩し」に掲げる場合以外の場合に取崩しした場合、その取崩し額のうち繰入超過額(五〇〇)のある引当金を、その繰入超過額の範囲内で役員退職金の支

払いに伴って取り崩したものであつて、通常の税法限度額以外の設定額である引当金を取り崩したのではない点に特殊性があり、また、

2. 基本通達二一五二一六との関連はどうか
3. 繰入超過額がある場合の会社計算の修正
4. 結論

借地権の取扱いについて

【質問】甲会社は、甲会社の役員Aより二年前から本店店舗延べ五〇坪(敷地は地主B所有)を賃借しておりましたが、建物が老朽化してきたため、五年前に甲会社で店舗の三分の二に相当する部分を取りこわし五〇坪で改築した(この際役員A、地主Bには補償金、更新料等の授受はありません。現在に至っており、)

このたび都合により乙会社に借地権等を、八〇〇万円にて譲渡いたしました。

この場合における甲会社と役員Aとの収入税関係は、どのようなにしたらよいか御指示下さい。

【注】

1. 甲会社は役員Aには家賃として、月額一五〇,〇〇〇円、地主Bには地代月額三〇,〇〇〇円(五年前の改築時から賃借契約は甲会社と地主Bとの間に締結している。)を払っています。

2. 借地面積は五〇坪で、更地価格は、おおよそ一坪二〇〇万円です。

3. 登記上の店舗所有者は役員Aになっておりました。

4. 五年前の店舗改築費用五〇〇万円は、甲会社の簿上、建物造作勘定として処理されており、役員Aは「計」の如くAの所有建物である。

【回答】貴問によれば、甲会社は五年前に店舗の三分の二に相当する部分を取りこわし、五〇〇万円にて改築したとありますが、甲会社は自己の借用地に五〇〇万円賃金を投じて改築したもので、所有権は「計」の如くAの所有建物である。

甲会社が地主Bと改築工事から賃借契約を締結している「計」とあるが、建物の所有権のない甲会社が借地権の契約当事者になり、このことと関係ない。借地権が甲会社にあるとすれば、これは借地権の贈与、即ち無償譲渡となる。この場合、時価で借地権の取得が計算され、甲会社は受贈税を課税されることになるのである。

この点より甲会社が役員Aには家賃一五〇,〇〇〇円、地主Bには地代三〇,〇〇〇円を支払って

【質問】「法人税基本通達」一五二一六(繰入限度超過額の取崩し)に「法人が、退職引当金勘定の金額につき、令第一〇七条第一項(退職給与引当金勘定の金額の取崩し)の規定により取り崩すべき金額を超過して取り崩した場合には、当該退職給与引当金勘定の金額のうち繰入限度超過額があるため、その超過部分の取り崩し額のうち、繰入限度超過額に達するまでの金額を確定申告書において損金の額に算入したときは、これを認め」とありますが、この取崩しは、

1. 使用人が退職した場合
2. 役員退職給与引当金として貸借対照表負債の部に表示されている場合

のみに適用されるもので、当該引当金の勘定科目、役員が退職した時期、役員が退職した際の退職給与引当金の取崩し額、貸借対照表負債の部に役員退職給与引当金を表示し、退職給与引当金と表示し、退職給与引当金と表示され、なおその一部を取り崩す場合は、適用はなされず、第一号および第二号以外の理由で任意に引当金を取り崩すに過ぎず、繰入限度超過額に達するまでの金額を確定申告書(別表四)において減算すべき金額とすべきは、これを認めるとは、

【回答】本問は、次の諸点について検討の必要があると用います

1. 法人税法施行令第一〇七条第一項第七号の規定に該当する取崩しになるかどうか
2. 同条第一項第七号に「退職給与引当金の金額を第一号(使用人の退職に伴う退職金の補てん)および第二号(期末未支給額)の五〇〇を算するに至った場合の取崩し」に掲げる場合以外の場合に取崩しした場合、その取崩し額のうち繰入超過額(五〇〇)のある引当金を、その繰入超過額の範囲内で役員退職金の支

払いに伴って取り崩したものであつて、通常の税法限度額以外の設定額である引当金を取り崩したのではない点に特殊性があり、また、

2. 基本通達二一五二一六との関連はどうか
3. 繰入超過額がある場合の会社計算の修正
4. 結論

借地権の取扱いについて

【質問】甲会社は、甲会社の役員Aより二年前から本店店舗延べ五〇坪(敷地は地主B所有)を賃借しておりましたが、建物が老朽化してきたため、五年前に甲会社で店舗の三分の二に相当する部分を取りこわし五〇坪で改築した(この際役員A、地主Bには補償金、更新料等の授受はありません。現在に至っており、)

このたび都合により乙会社に借地権等を、八〇〇万円にて譲渡いたしました。

この場合における甲会社と役員Aとの収入税関係は、どのようなにしたらよいか御指示下さい。

【注】

1. 甲会社は役員Aには家賃として、月額一五〇,〇〇〇円、地主Bには地代月額三〇,〇〇〇円(五年前の改築時から賃借契約は甲会社と地主Bとの間に締結している。)を払っています。

2. 借地面積は五〇坪で、更地価格は、おおよそ一坪二〇〇万円です。

3. 登記上の店舗所有者は役員Aになっておりました。

4. 五年前の店舗改築費用五〇〇万円は、甲会社の簿上、建物造作勘定として処理されており、役員Aは「計」の如くAの所有建物である。

【回答】貴問によれば、甲会社は五年前に店舗の三分の二に相当する部分を取りこわし、五〇〇万円にて改築したとありますが、甲会社は自己の借用地に五〇〇万円賃金を投じて改築したもので、所有権は「計」の如くAの所有建物である。

甲会社が地主Bと改築工事から賃借契約を締結している「計」とあるが、建物の所有権のない甲会社が借地権の契約当事者になり、このことと関係ない。借地権が甲会社にあるとすれば、これは借地権の贈与、即ち無償譲渡となる。この場合、時価で借地権の取得が計算され、甲会社は受贈税を課税されることになるのである。

この点より甲会社が役員Aには家賃一五〇,〇〇〇円、地主Bには地代三〇,〇〇〇円を支払って

椅子の選び方と腰痛



洋服の寸法、靴の履き具合にはなかなかかまさない人も、腰をかける椅子にその選定には意外に無難で、せいぜい外形と堅牢性を決め手となっているようである。

しかし、これは人間の生理の面で大変な問題らしい。

たかが椅子といふと思われがちであるが、洋式化した昨今の日本人にとって、椅子にかけたこの生活そのものになっており、大変な問題となり、それが生涯の健康上及び姿勢に想像以上の

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

椅子の選び方と腰痛

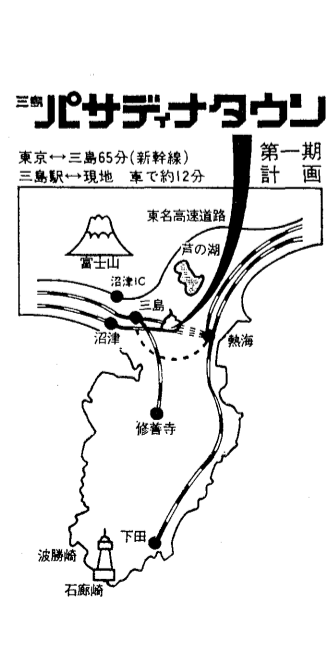
椅子の選び方と腰痛

三島にふれあう喜びがある街をつくりまします

《三島パサディナタウン》は、180万㎡にもおよぶ大規模な開発計画。三島駅から東へ4.5km(12分)赤王山と呼ばれる南へ扇形の丘陵地帯です。

私たちが、恵まれた自然環境のなかでたがいに心を開き、暖かいふれあいを通じて人間らしい健康な心と体をとれどす街をつくりたい—そんな願いをこめてこの土地を選びました。

三島市の姉妹都市パサディナ市(米国)の都市計画と市民生活を範として開発され、従来のニュータウンや別荘地づくりとは異なり、住む人の目的別に5つのゾーンに区分けし、健康な生活を保つための各種施設を完備する計画です。



自然のなかの住宅地
パサディナガーデンハウス
緑にとけこんだ自然住宅地。東京まで約80分と通勤も可能です。伊豆の各レジャー地と直結し快適なレジャーを楽しむことができます。

心がふれあうメンバーシップの楽しさ
パサディナハイツ

リースもできるセカンドハウス
パサディナロジエリア

企業、グループの厚生施設に
パサディナグループエリア

農園生活が楽しめる
パサディナホビーヴィラ

パサディナタウン施設計画
キャスルパサディナ(レストラン、ショッピング、談話室、CATVスタジオ、管理フロント)、体育館、プール、テニスコート、音楽堂、並山街道公園、アスレチックコース、熱帯果樹温室、コンベンションホール、フィールドアーチェリー、中央河泉公園

ふれあう喜び
三島パサディナタウン

建設大臣(2)-77号/住宅産業開発協会会員/日本宅地造成協会会員

売主 大都リッチランド株式会社 パサディナ事業本部
東京都新宿区西新宿7-9-17 千160
東京(03)369-1111(大代表)・361-0188(直通)

三島ショールーム/静岡県三島市一番町15-23
三島(0559)71-2687(代表)